

一人ひとりが輝く生き方応援プラン はつかいち

(第3次甘日市市男女共同参画プラン) (案)

令和7年12月

ちょうどいい、みつけた。

甘日市市
はつかいちし

はじめに

市長メッセージ

目 次

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の趣旨.....	1
2 プラン策定の背景.....	2
3 プランの位置付け.....	5
4 プランの構成.....	6
5 プランの期間.....	6
6 プランの策定方法.....	6

第2章 男女共同参画社会を取り巻く廿日市市の現状

1 統計データからみた廿日市市の現状.....	8
2 第2次廿日市市男女共同参画プラン（後期実施計画）数値目標の達成状況.....	12
3 現状と課題.....	14

第3章 基本計画

1 基本的な考え方.....	17
2 基本目標.....	18
基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり.....	18
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための人づくり.....	18
基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり.....	19
3 市、市民、事業者の役割.....	20
4 プランの体系.....	22
5 プランの内容.....	23
基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり.....	23
基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための人づくり.....	29
基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり.....	32

第4章 前期実施計画（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度）

1 計画の位置付け.....	36
2 計画の期間.....	36
3 計画の内容.....	36
具体的取組の内容.....	37
4 計画の数値目標.....	45

第5章 プランの推進体制

1 推進体制.....	48
2 関係機関、市民、関係団体等との連携.....	48

資料

市民アンケート調査等の結果概要.....	49
----------------------	----



第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

平成11（1999）年に施行された「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）では、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題」の一つとして位置付けています。

人口減少・少子高齢化が急速に進む中で、誰もが互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、地域社会の活力を維持する上で喫緊の課題となっています。

本市では、性別にかかわりなく誰もが個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、平成17（2005）年に男女共同参画社会基本法に基づき、「廿日市市男女共同参画プラン」、平成27（2015）年に第2次廿日市市男女共同参画プラン（以下「第2次プラン」という。）を策定し、男女共同参画の様々な施策に取り組んできました。

こうした取組を推進する中、男女共同参画に対する理解や意識は着実に浸透してきているものの、依然として家事や育児は女性に偏っているほか、家庭や地域、職場などの様々な場面では、未だアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が根強く残っていることや方針決定過程への女性の参画が進みにくい状況もあるなどの課題があることから、引き続き様々な取組を進めていく必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）の防止対策、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進、働き方の見直し、性的マイノリティの方に対する配慮・理解増進等、多くの課題への対応も求められています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大時の緊急事態宣言等による雇用・所得への影響等が男性に比べて女性の方が多かったことや、こうした非常時にDVや性暴力等の被害を受けるリスクが高まる問題も顕在化しました。さらに、暴力に加え、貧困、孤立といった困難に複合的に直面している場合も少なくありません。個人の尊厳が守られ、安全かつ安心して暮らせる社会を築く上で、包括的な相談・支援体制が求められています。

こうした認識のもと、第2次プランの期間が令和7（2025）年度で終了することから、これまでの取組を継承しつつ、社会経済情勢の変化による新たな課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けての施策を一層推進するため、「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）」（以下「本プラン」という。）を策定するものです。

なお、本プランにおいて、「男性」、「女性」及び「男女」の表記については、性自認や性表現、性的指向など、性の多様性に関する考えも包含しています。



2 プラン策定の背景

(1) 国の動き

平成11（1999）年に基本法が施行され、その後は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）などが制定され、その後も改正を重ね女性の権利擁護等に向けた法整備を進めてきました。

さらに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」など新たな法律が施行され、多様な課題に対する新たな取組が職業分野や政治分野にも求められています。

また、平成30（2018）年には、「働き方改革関連法」が成立し、労働時間法制の見直しなどが順次行われ、働き方を見直してワーク・ライフ・バランスを推進する体制が整備されてきました。

令和2年（2020年）には、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」が定められました。

また、令和5（2023）年には刑法の改正により不同意性交等罪が新設され、性暴力への防止と対策の強化が進みました。令和6（2024）年には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、様々な困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することが求められています。

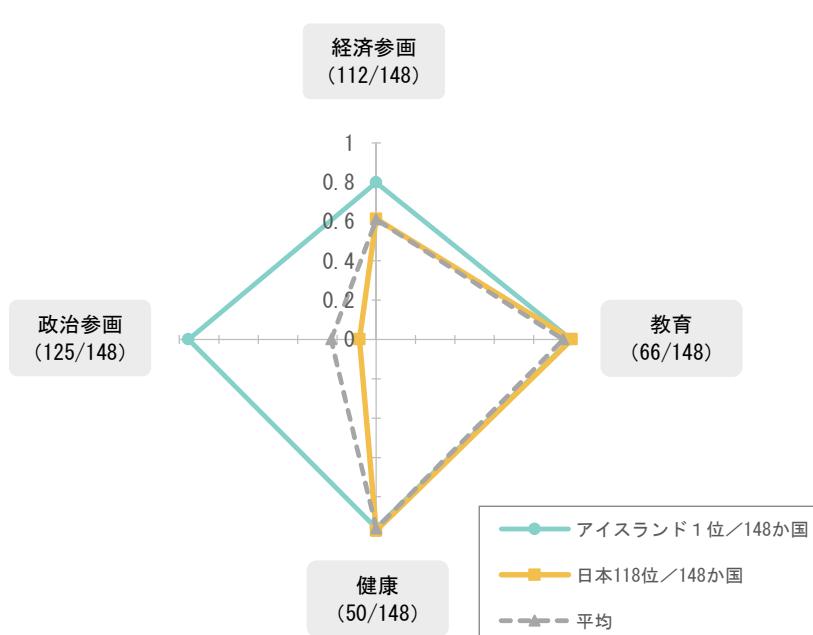
また、令和5（2023）年には、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され性の多様性に寛容な社会の実現を目指すこととしています。

令和7（2025）年12月には、新しい課題への取組を体系的に進める「第6次男女共同参画基本計画」が策定されました。

こうした各種取組が行われているものの、各国における男女間の格差を測る国際的な指標の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」は、令和7（2025）年では148か国中118位と低い位置にとどまり、特に「政治」と「経済」分野の順位が低くなっています。

ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

順位	国名	値
1	アイスランド	0.926
2	フィンランド	0.879
3	ノルウェー	0.863
4	英国	0.838
5	ニュージーランド	0.827
9	ドイツ	0.803
32	カナダ	0.767
35	フランス	0.765
42	米国	0.756
85	イタリア	0.704
101	韓国	0.687
103	中国	0.686
116	セネガル	0.670
117	アンゴラ	0.668
118	日本	0.666
119	ブータン	0.663
120	ブルキナファソ	0.659





(2) 広島県の動き

① わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画〈第5次〉）

広島県においては、令和2（2020）年度に「わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））」（以下「第5次計画」という。）が策定されました。

第5次計画では、「仕事と暮らしの充実」「男女双方の意識改革」「安心して暮らせる環境の整備」「推進体制の整備」という4つの領域を定め、5年後の「目指す姿」を見据えながら施策の展開を図る構成になっています。

第5次計画では、「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に發揮し、社会のあらゆる分野においてともに参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現」を目指す将来像と定めて、様々な取組を進めることとしています。

(3) 考慮が必要な社会情勢の変化

① 少子高齢化、人口減少の本格化

人口減少と少子・高齢化が進むことにより、労働力人口の不足や地域等におけるコミュニティ維持等がより厳しい状況になることが予想されています。

こうした中で、性別にかかわらず誰もが個性や能力を十分に発揮し、職場や地域社会など様々な場面での活躍を推進することは、地域社会の担い手の確保や、多様な視点により経済社会の持続可能性の向上にもつながることから、性別にかかわらず誰もが能力を発揮して働く環境の整備や、性別にかかわらず誰もが活躍できる意識改革を積極的に進める必要があります。

② 女性活躍や働き方改革などに係る法律・制度の整備

女性活躍推進法の一部改正により、令和4（2022）年から一般事業主行動計画の策定義務が101人以上の事業所に拡大され、令和7（2025）年改正では、ハラスメント対策の強化や、仕事と健康の両立支援の推進も盛り込まれました。また、働き方改革関連法の制定により、令和2（2020）年度から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用されるなど、職場の女性活躍（女性の採用、人材育成・管理職への登用）などの裾野を拡大していくための法律・制度の整備が進んでいます。

こういった状況に対応して、職場における女性の活躍支援の取組をさらに進めていくことが求められています。

③ 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革

人生100年時代と呼ばれる、超高齢社会を見据え、企業も多様な人材が活躍できるように、従来のような男性中心の働き方ではなく、すべての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べるようになることが求められています。

また、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家庭生活の両立ができる環境の整備、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消に取り組む必要があります。



④ デジタル社会の到来

デジタル技術を活用したDXは産業構造やビジネスモデルだけでなく、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方ができる環境が整えられ、育児や介護などのそれぞれの状況や生き方に応じて多様な働き方・暮らし方が可能となるなど、働き方や暮らし方、生活スタイルに変革をもたらすと見込まれています。

こうしたことから、性別にかかわらず、誰もがその恩恵を享受できるよう、キャリアアップやキャリアチェンジを実現するなど、デジタル技術を有効に活用していくことが求められています。

⑤ 頻発する大規模災害や世界規模の感染症の流行

大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においては、新型コロナウイルス感染症にみられたように増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性に集中しがちであることや、非正規労働者の割合が高い女性がより職を失いやすいこと、DVや性被害・性暴力が増加することといった諸課題が一層顕在化してきます。

これらの女性への影響が大きい課題に対応するためには、非常時の対応だけでなく、平常時から男性の家庭への参画を進め、非常時に女性に負担が集中することを未然防止するとともに、女性の就業継続等の取組や、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を進め、これらの課題が深刻化しないようにすることが求められています。

また、生活困窮やひとり親、性被害など生活上様々な困難を抱える女性に対してきめ細かな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境づくりを進める必要があります。



3 プランの位置付け

本プランは、基本法第14条第3項に基づく男女共同参画の推進施策を総合的かつ計画的に推進するための市町村男女共同参画計画です。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画（以下「女性活躍推進基本計画」という。）、困難女性支援法第8条第3項に基づく市町村基本計画（以下「困難女性支援基本計画」という。）としても位置付けます。

また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、広島県の「わたしらしい生き方応援プランひろしま（第5次広島県男女共同参画基本計画）」等、関連する計画等を勘案し、本市の上位計画である「はつかいち未来ビジョン2035（廿日市市総合計画）」及び、他の関連する個別計画と整合を図ります。

根拠法

- ・男女共同参画社会基本法
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）

国

- 第6次男女共同参画基本計画
- 女性活躍・男女共同参画の重点方針
- 困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針

広島県

- わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））
- 広島県困難な状況にある女性の支援計画
- ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）

廿日市市

はつかいち未来ビジョン2035

一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち
(第3次廿日市市男女共同参画プラン)
(女性活躍推進基本計画)・(困難女性支援基本計画)
(DV防止基本計画)

その他の計画



4 プランの構成

本プランは、「基本計画」及び「実施計画」から構成しています。「基本計画」は男女共同参画社会の実現に向けて基本目標を設定し、施策の方向性を明らかにするものです。「実施計画」は基本計画で示した施策の方向性に基づいて具体的な取組を明らかにするものです。

5 プランの期間

本プランの期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。実施計画については、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間を前期、令和13（2031）年度から令和17（2035）年度までの5年間を後期として推進します。なお、社会情勢の変化などへの対応のため、必要に応じてプランの見直しを行います。

令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度
基本計画（基本目標、基本方針、施策）									
前期実施計画（取組、成果指標と数値目標）									
					後期実施計画（取組、成果指標と数値目標）				

6 プランの策定方法

（1）男女共同参画社会に関する市民等アンケート調査及び事業所調査の実施

本プラン策定に先立ち、市民の男女共同参画に関する意識、家庭生活や地域活動における男女共同参画の状況、就労等に関する意識・実態等を把握し、今後の施策を検討するための基礎資料として市民、若者、中・高校生アンケート調査、事業所アンケート調査を行いました。

	市民	若者	中・高校生	事業所
調査対象	市内に在住する満18歳以上の男女2,000人（男女各1,000人）	市内に在住する満20歳以上40歳未満の若者世代の男女1,000人（男女各500人）	市内の学校に通学する中学2年生・高校2年生・特別支援学校高等部3年生	市内の商工会議所及び商工会の会員である事業所のうち200法人を無作為抽出
調査方法	郵送又はWEB方式	郵送又はWEB方式	各学校に調査票を配布し、学校ごとに実施	郵送又はWEB方式
調査期間	令和6（2024）年 10月23日～ 11月15日	令和6（2024）年 10月23日～ 11月15日	令和6（2024）年 10月17日～ 11月15日	令和6（2024）年 10月23日～ 11月15日
有効回収数 (回収率)	731人 (36.6%)	252人 (25.2%)	1,097人 (60.7%)	59事業所 (29.5%)

（※調査結果の概要は、p 49～p 61に掲載）



(2) 各課における事業評価の実施

第2次プランに基づき推進した事業の担当課において、取組の達成度と今後の方向性について評価を行いました。

(3) 廿日市市男女共同参画推進懇話会からの意見の聴取

本プランを策定するに当たり、大学生、各種団体の代表者、学識経験者等で構成される廿日市市男女共同参画推進懇話会において、本プランに関する意見等の集約を図り、策定しました。

(4) パブリックコメント

令和7（2025）年12月に本プランの素案を市のホームページなどで公開し、広く市民の方から意見を募りました。



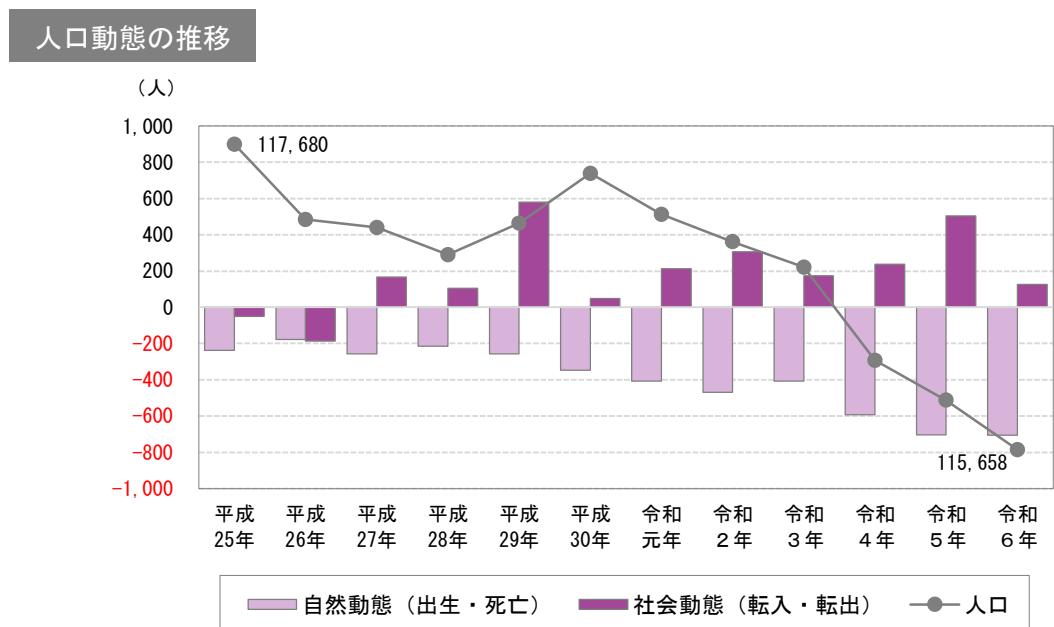
1 統計データからみた廿日市市の現状

(1) 人口・人口動態の推移

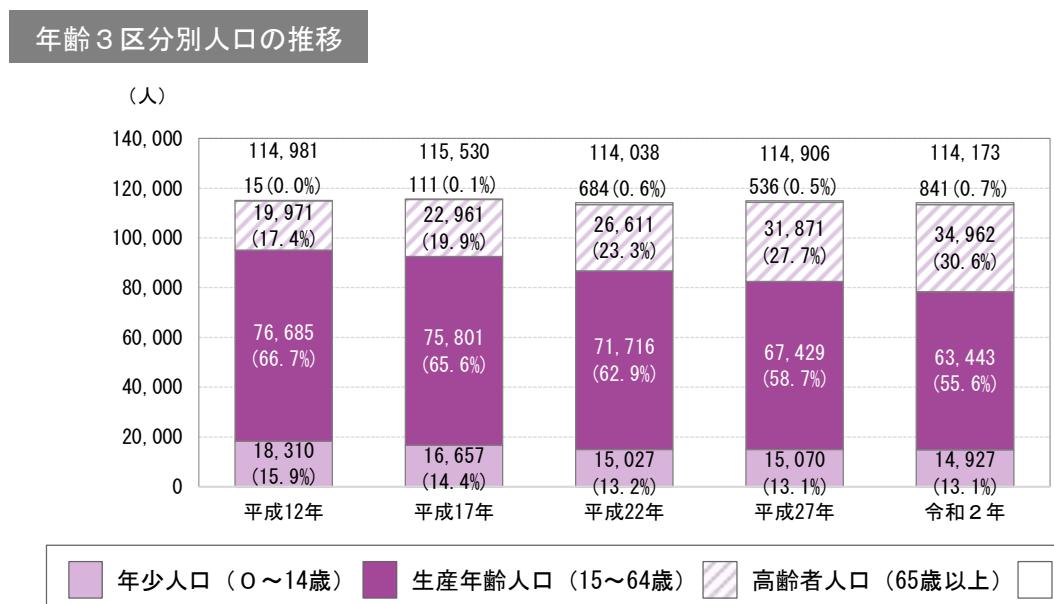
本市の人口の推移は、年々増減を繰り返し推移し、令和6（2024）年で115,658人となっております。

年齢3区分別人口では、高齢者人口（65歳以上）の人口が年々増加しており、令和2（2020）年では、34,962人まで増加しています。

また、総世帯数は年々増加となっていますが、1世帯当たり人員は減少しており、単独世帯が増加するなど家族形態に変化がみられます。



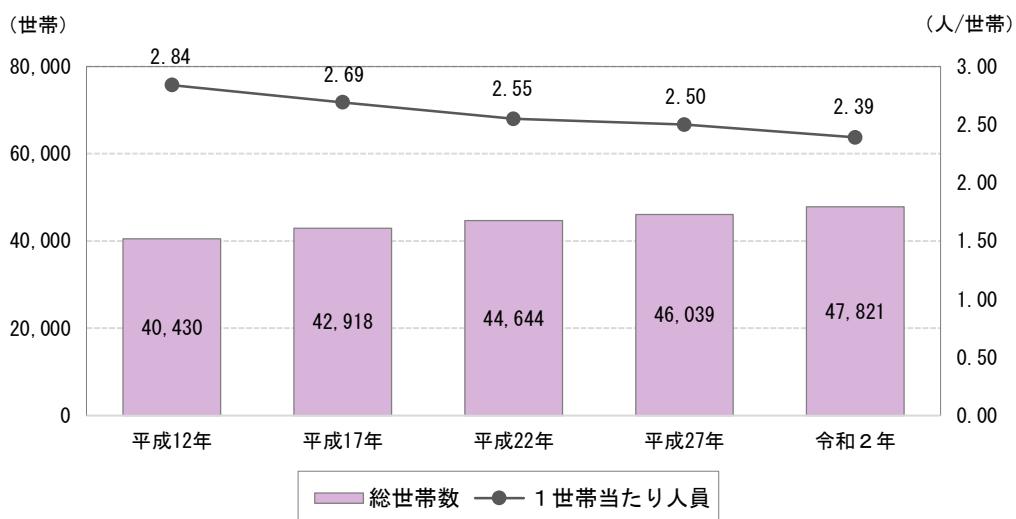
資料：【自然動態】、【人口】：各年住民基本台帳人口 【社会動態】：各年人口移動報告（総務省）



資料：国勢調査

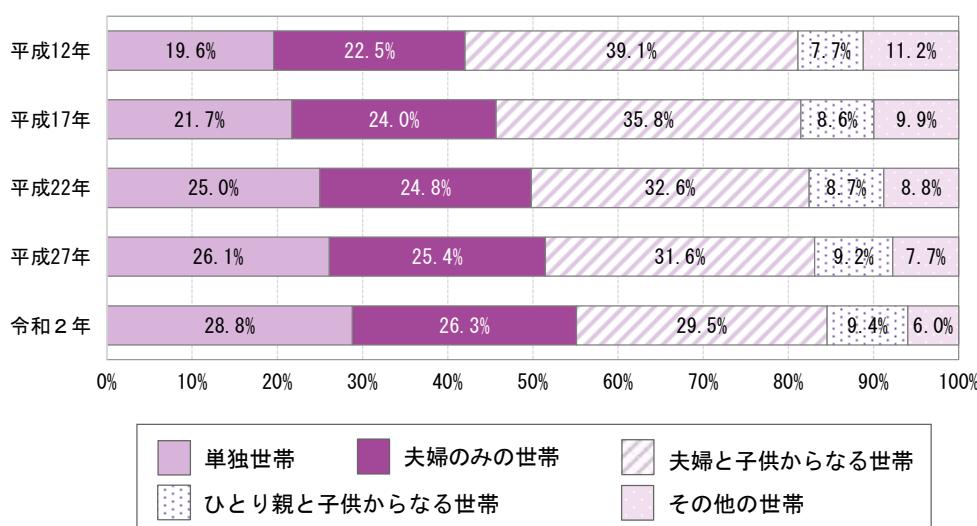


世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査

一般世帯の家族類型別割合の推移



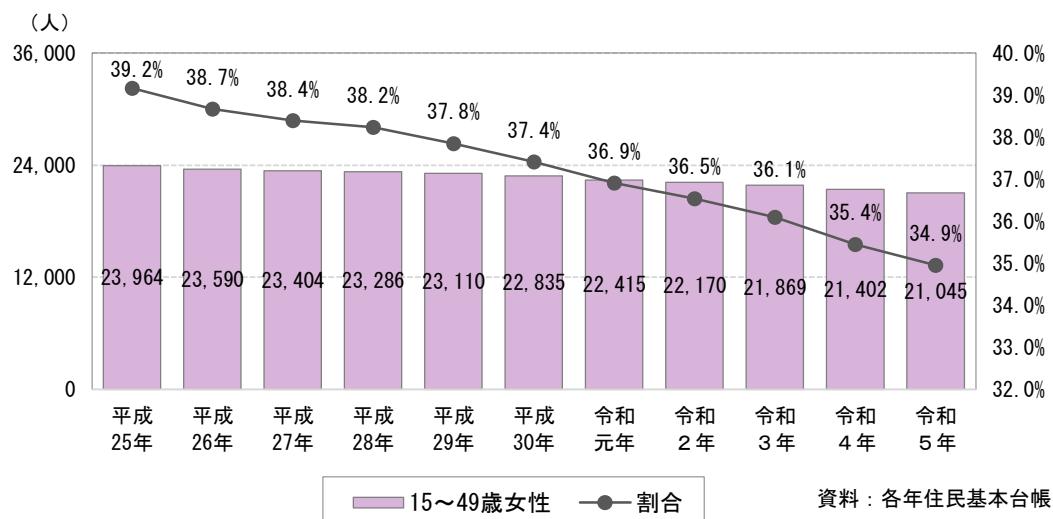
資料：国勢調査



(2) 15歳～49歳女性人口の推移

本市の15歳～49歳の女性の人口は減少傾向にあり、令和5（2023）年には21,045人となっていきます。

15歳～49歳女性人口・割合の推移



資料：各年住民基本台帳人口（総務省）

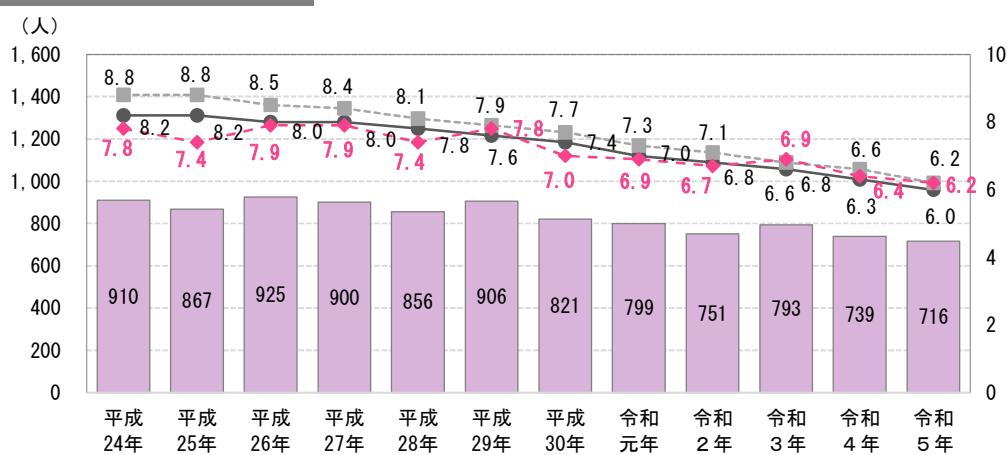
(3) 出産や婚姻の状況

出生数・出生率の推移をみると、年々増減を繰り返していますが、減少傾向となっており、令和5（2023）年の出生数は716人、出生率は6.2となっており、令和元（2019）年以降は、全国、広島県と同程度か上回っています。

本市の合計特殊出生率は年によって増減を繰り返しながら推移しており、令和4（2022）年は1.37、令和5（2023）年は1.36となっています。近年は全国平均を上回る水準で推移しており、広島県全体に対しては概ね同水準で推移しています。

年齢別の未婚率でみると、男女どちらも40歳代の未婚率が年々増加傾向となっています。

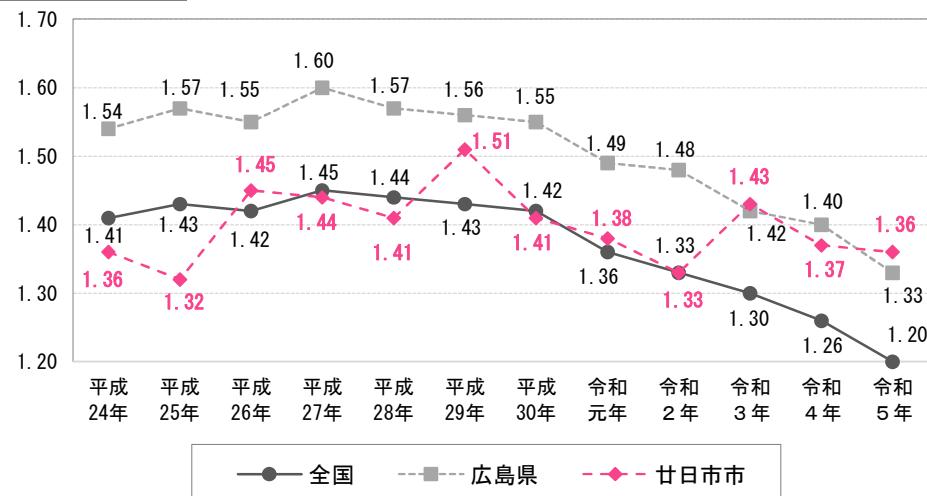
出生数・出生率の推移



資料：広島県人口動態統計年報

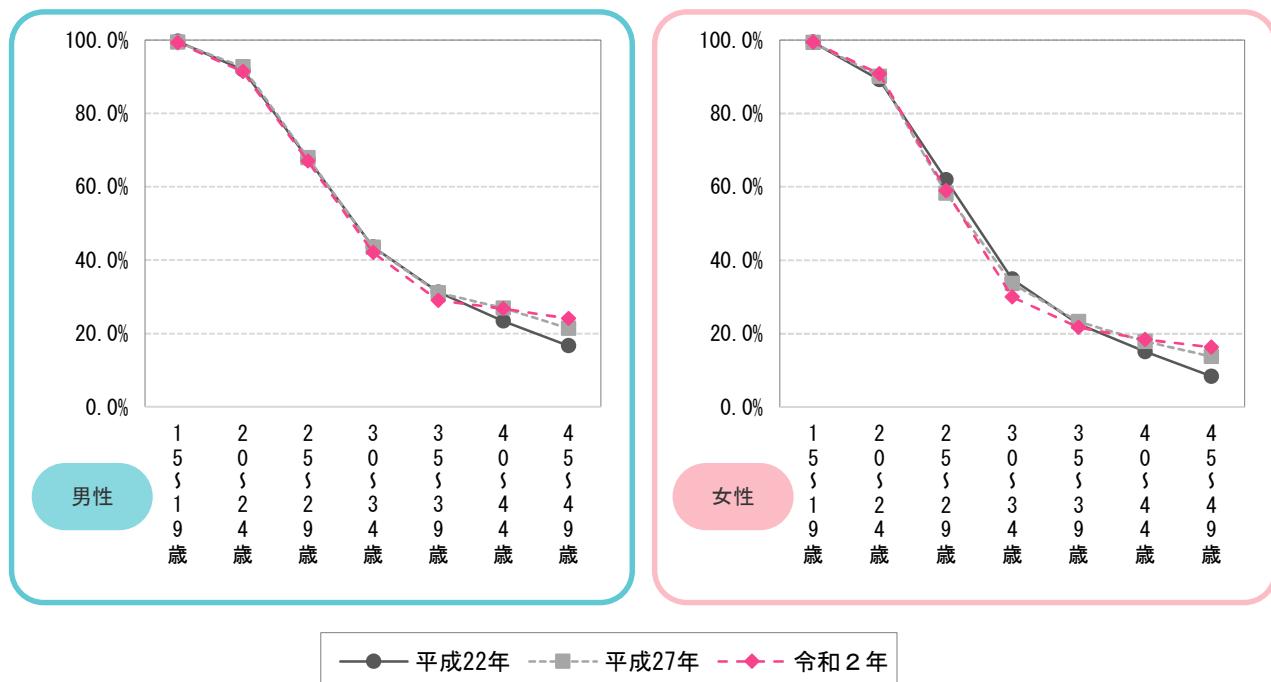


合計特殊出生率の推移



資料：【廿日市市】各年人口動態統計（厚生労働省）及び住民基本台帳人口（総務省）に基づき本市で算出、
【広島県】人口動態統計年報、【全国】各年人口動態統計（厚生労働省）

年齢別未婚率の推移



資料：国勢調査



2 第2次廿日市市男女共同参画プラン（後期実施計画）数値目標の達成状況

番号	基本目標	課題	指標名	後期実施計画 策定時 (R元年度)	目標値 (R7 年度)	実績 (R6 年度)	達成 状況
1	I 男女共同参画を進めるための人づくり	男女共同参画意識の浸透	社会全体での男女の平等感	13.4%	18.5%	10.7%	△
2			男女共同参画社会の認知度	27.5%	32%	50.2%	◎
3		男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実	学校の中での中・高校生の男女の平等感	50.6%	60%	50.4%	△
4	II 男女が生き生きと活躍する地域づくり	働く場における男女共同参画の推進	職場での男女の平等感	24.4%	28.0%	22.0%	△
5			男性の育児休業取得率	4.2%	9.0%	48.6%	◎
6		ワーク・ライフ・バランスの推進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	91社 /4,445社	114社 /4,445社	96社 /4,334社	○
7			市職員の年次有給休暇取得日数（年間5日以上）	83% (H30 年度)	100.0%	91.0%	○
8			子育て支援センターの利用者数	1,704人/月 (H30 年度)	2,273人 /月 (R6 年度)	2,683人/月	◎
9			留守家庭児童会の定員	1,420人 (H30 年度)	1,530人 (R6 年度)	1,587人	◎
10			保育園（0～2歳）の定員	1,317人 (H30 年度)	1,670人 (R6 年度)	1,307人	△
11		家庭や地域における男女共同参画の推進	介護サービス指定事業所・施設数	257箇所 (H30 年度)	275箇所	318箇所	◎
12			家庭での家事・育児・介護分担の満足度	71.0%	80.0%	68.7%	△
13		方針決定過程への女性の参画の推進	消防団員に女性が占める割合	3.5%	5.5%	5.36% (R7.4.1)	○
14			市の審議会等における女性委員の占める割合	21.6%	30.0%	26.6% (R7.4.1)	○
15			女性町内会長の割合	13.0%	20.0%	14.6% (R7.4.1)	○

※ 達成状況は「◎：目標値達成」「○：策定時から改善」「△：策定時より後退」



番号	基本目標	課題	指標名	後期実施計画 策定時 (R7 年度)	目標値 (R7 年度)	実績 (R6 年度)	達成 状況
16		生涯を通じた男女の健康と自立の支援	健康診断を受診している人の割合	40.6%	60.0% (R5 年度)	38.8%	△
17	III 男女が安心して暮らせる環境づくり	男女間の暴力の防止と被害者への支援の推進	ドメスティック・バイオレンスの被害や加害経験者の割合	9.3%	5.0%	9.2%	○
18			ドメスティック・バイオレンス予防リーフレットの設置箇所数	97 箇所	100 箇所	148 箇所	◎
19			市職員の管理職に占める女性の割合(保育職・消防職除く)	14.0%	20.0%	21.8% (R7.4.1)	◎
20	IV 女性の活躍の推進	働く場や働き方における女性の活躍の推進	市内事業所における管理職(係長以上の役職)に占める女性の割合	12.4%	15.0%	24.8%	◎
21			市内事業所における女性の採用意向	63.2%	70.0%	64.4%	○
22			女性活躍法に基づく一般事業主行動計画策定状況	10 社 /4,445 社	17 社 /4,445 社	41 社 /4,334 社	◎

※ 達成状況は「◎：目標値達成」「○：策定時から改善」「△：策定時より後退」



3 現状と課題

「第2次プラン後期実施計画」では「I 男女共同参画を進めるための人づくり」、「II 男女が生き生きと活躍する地域づくり」、「III 男女が安心して暮らせる地域づくり」、「IV 女性の活躍の推進」の4つの目標を掲げて取り組んできましたが、継続的な課題に加え、新たな課題も明らかになっています。

プランに掲げた22数値目標の指標のうち、目標を達成した指標は9指標でした。目標未達成の13指標の内、後期実施計画策定時（令和元（2019）年）より数値が向上や状況が改善しているものが7指標であり、一定の成果はあったものと考えていますが、各分野での「男女の平等感」、「保育園（0～2歳）の定員」、「健康診断を受診している人の割合」など策定時より後退した指標も6指標あるなど今後も継続した施策の展開が必要となります。

第2次プランの達成状況や市の現状、市民意識から見えてきた主な成果と課題は次のとおりです。

（1）男女共同参画に関する環境

①働く場における男女共同参画の推進や仕事と生活の両立支援

近年、「女性活躍推進法」や「育児・介護休業法」の改正などの法整備が進み、本市においても働く場における様々な女性活躍への取組を行いました。市職員の管理職に占める女性の割合や市内事業所における管理職（係長以上の役職）に占める女性の割合は、目標を達成しました。

しかしながら、アンケート調査では、依然として職場における男女の平等感は男性優遇を感じている人の割合が高いことから、女性が働きやすい環境づくりや、労働条件全般において男女間の格差解消を促進していくことが必要です。（p 58・図19）

また、アンケート調査では、男女共同参画社会に向けて行政が力を入れて取り組んで欲しいことでは、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」との回答が44.7%と最も高く、次いで「企業等に対して、性別にかかわらず働きやすい職場づくりを促進する」と回答しています。（p 49・図8）

若者世代へのアンケート調査からも、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについて「子どもの迎えの時刻に合わせて仕事を切上げなければならない」「子どもの病気の回復に日数を要する場合、長期間仕事を休まなければならない」が高い割合になっています。（p 51・図9）

家庭生活においては、男性の育児休暇の取得率が大きく向上するなどの改善がみられます、家事・育児・介護等の負担は依然として女性に偏っている状況があります。（p 53・図12）（p 55・図15）

このような状況から、男女共同参画社会に向けては、子育てや介護などのライフステージにおいても男女が働き続ける環境の整備が求められており、仕事と子育て、介護などの家庭生活を両立させることができるように、育児・介護休業法等に基づく制度の定着と活用を促進していくため、事業者や市民に対する周知・啓発を図る必要があります。

また、事業者に対し、在宅勤務やフレックス制度、短時間勤務など様々な働き方が選択できる労働条件や、休暇制度を設け、多様で柔軟な職場環境の整備を働きかける取組を一層強化していく必要があります。

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、引き続き市民・事業者に向けて普及・啓発に努めるとともに、男性の家庭への参画の促進への取組、仕事と家庭生活、地域活動などの活動を個々が希望するバランスで行える環境整備への取組や多様なライフスタイルに対応する子育て支援を行う必



要があります。

② 地域における男女共同参画の推進

地域社会においては、女性が役員に就きやすい環境や仕組みづくりを整備するとともに、地域の自主的な取組への支援や、様々な分野での女性リーダーの人材育成を進める必要があります。

また、近年、頻発化・激甚化する災害への対応において、性差による影響に配慮する必要性が指摘されており、平時の地域活動から発災時、復旧・復興まで、各段階において女性の目線を取り入れていくことが重要です。

③ 方針決定過程における男女共同参画の推進

方針決定過程への女性の参画を推進するため、市の審議会等委員や市職員の管理職について、女性の登用や育成を行いました。市職員の管理職の女性の割合については、目標数値を達成したもの、審議会等における女性委員や女性の町内会長の割合は低く、目標値を達成できており、女性は方針決定の場に十分に参画できているとは言えない状況となっています。

今後も女性の活躍をさらに推進するとともに、女性自身の意識や行動の変革も図っていくことが大切です。

(2) 男女共同参画に関する意識

① 固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進

市では、これまで男女共同参画に関する講演会や講座の実施、パネル展示やホームページ等の様々な媒体を用いて啓発を行うなど、男女共同参画意識の浸透、固定的性別役割分担意識の払拭等についての取組を行いました。

アンケート調査では、「男性は仕事、女性は家庭」という考えに対する賛成しない人の割合は72.8%と経年的に上昇しており、(p 57・図17) 性別による固定的性別役割分担意識は、解消されつつありますが、男女の地位の平等感については、社会全体で「平等」と感じている人の割合は10.7%であり、第2次プラン後期実施計画の策定時よりも低下しています。(p 58・図18)

家族形態や働き方等の変化に伴い、男女共同参画に対する意識も確実に変化していますが、平等感については、家庭生活、地域活動、職場、政治、法律、社会通念・慣習・しきたりなど「平等になっている」と感じている人の割合が低下しています。また学校教育の場以外では、すべての分野で男性が優遇されていると感じている人の割合が未だ多数を占めており、長い時間をかけて形成されてきた固定的性別役割分担意識や、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）も不平等感を生み出す要因となっていると考えられます。

今後、取組の成果を上げるために、学習機会を充実させるとともに、様々な機会や媒体を通じ、あらゆる層に対して効果的な広報や啓発活動を行う必要があります。

また、これから本市を担う子どもたちへの男女共同参画についての教育は、学校教育や家庭教育、地域及びメディアからの情報が大きく関係していると考えられるため、学校・家庭・地域が相互の連携を十分に図りながら取り組んでいく必要があります。



② 性の多様性に関する理解の促進

性的指向・性自認についての社会全体へ認識が広がる一方で、性的マイノリティの方が社会的に疎外されるなど性の多様性への理解が十分でない状況があります。

本市では、多様な性への理解促進に向けた啓発事業を行うとともに、令和4（2022）年度に「廿日市市パートナーシップ宣誓制度」を導入し、性的マイノリティの方が抱える生活のしづらさの解消に取り組んでいます。

引き続き、性の多様性や性的マイノリティの方に対する理解の促進につながる啓発事業等を行い、当事者が安心して暮らすことのできる社会環境の整備について取組を推進していく必要があります。

（3）安全で安心して暮らせる社会

① 生涯にわたる健康支援

健康は、理想とする生き方を実現する上で重要な基盤となるものであり、性別や年代にかかわらず、すべての人が、健康に関する正しい知識や情報にアクセスすることができ、健康の保持増進に自発的かつ積極的に取り組める環境を整えることが重要です。

平均寿命が延伸し人生100年時代を迎える中で、多様なライフコースの希望を実現するとともに、生涯にわたって自分らしく健康で自立した生活を送ることができるよう、若いうちから自らの健康と向き合い、健康づくりに取り組む必要があります。そのためには、各種健康診断の定期的な受診を促し疾病の早期発見・早期治療につなげるなど、性差や年代の違い、個人差に応じた健康支援も必要です。また、妊娠、出産等のライフステージに応じた切れ目のない相談支援を行うことも一層重要となります。

第2次プラン後期実施計画においては、健診を受診している割合が目標に達していないため、健診を受けやすい環境整備などにより、受診率の向上に努めていく必要があります。

② DV等の防止と被害者への支援の充実及び困難を抱える人への支援

アンケート調査では、配偶者や恋人からされたこと・したことがある暴力の内容について、「ののしる、大声でどなる」との回答は、他の暴力の内容と比べて「したことがある」、「されたことがある」、「した・された両方ある」の割合が高くなっています。（p 61・図24）

DV等は、被害者の心身に深刻な影響を及ぼす人権侵害であり、その防止と被害者の支援は重大な課題となっています。社会全体で暴力を許さないという意識を共有し、相談体制を整備し被害者への適切な支援を行う必要があります。

また、DV等や各種ハラスメントを含め様々な困難を抱える人について一人ひとりに寄り添った支援が確実に行われるよう取組を継続・強化する必要があります。



1 基本的な考え方

本プランは、「性別にかかわらず誰もが、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ、喜びも責任も分かち合える社会」の実現をめざします。

プランの名称については、市民の皆様により親しみやすいプランとなるよう、「一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち（第3次廿日市市男女共同参画プラン）」としました。男女共同参画社会の実現を目指し、性別や年齢にかかわらず、「一人ひとりが自分らしく」生きることができ、互いに多様な生き方や働き方を尊重し合いながら、誰もが家庭や職場、社会などあらゆる場面で活躍し「輝く」ことができる社会を目指すという思いを込めています。

キャッチフレーズを「第2次プラン」から引き継ぎ“ともに創る、人・まち・あした”とします。性別にかかわらず誰もが一緒に、お互いを尊重し合う意識、安心して活躍できる環境、廿日市市の未来を創っていくという意味を込めています。

プランの名称

**一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち
(第3次廿日市市男女共同参画プラン)**

ともに創る、人・まち・あした

計画のキャッチフレーズ



2 基本目標

国や県の動向、社会的情勢、これまでの取組の成果と課題、市民アンケート調査の結果に基づき、次の3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、働くことは自己実現につながるものもあることから、働きたい人が性別にかかわりなくその能力を十分に発揮することができる環境をつくることが重要です。

また、誰もが安心して子育てや介護をし、仕事と家庭生活・地域活動の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られるためには意識の啓発、及び両立支援の充実が必要です。

人口減少の時代を迎える、地域社会における人とのつながりの希薄化や、単身世帯の増加などの家族形態の変化などの中で、地域力を高めていくためには、性別にかかわらず誰もが、出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要です。

また、防災に関する政策、方針決定の場に女性の参画を促し、被災時に誰もが安心して生活できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を整える必要があります。

活力に満ちた廿日市市を実現させるためには、市民の幅広い意見を反映させることが大切であり、地域、就労などあらゆる分野の方針決定過程に男女の参画が必要です。

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまちをめざします。

目指す廿日市市の姿

一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまち

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための人づくり

性別にかかわらず誰もが互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において、ともに参画し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、今後も、男女共同参画社会の意識の浸透、固定的性別役割分担意識を解消するための広報・啓発を継続的かつ着実に幅広い年代に対して行うことが必要です。

こうした意識を育むためには、家庭・学校・地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

また、性的指向・性自認についての社会全体へ認識が広がる一方で、性的マイノリティの方が社会的に疎外されたりするなど、性の多様性への理解が十分でない状況があることから性の多様性についての理解を深める取組が必要です。

男女共同参画社会を実現するための人づくりを進め、性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、笑顔があふれるまちをめざします。



目指す廿日市市の姿

性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、笑顔があふれるまち

基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

誰もが安心して暮らすためには、性別にかかわらず誰もが生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報を入手し、健康を享受できるよう支援をしていくことが必要です。

人権尊重の観点から、DV等については、根絶に向けた取組や、関係機関の連携を強化し被害者に対する相談体制の充実や自立に向けた支援を引き続き行います。

また、「困難女性支援法」の趣旨を踏まえ、様々な困難な状況に置かれている女性への支援をしていく必要があります。

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまちを目指します。

目指す廿日市市の姿

性別にかかわらず子どもから高齢者まで、
住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまち



3 市、市民、事業者の役割

本プランでは、前述のとおり3つの基本目標を掲げています。男女共同参画社会の実現のためには、この目標に向けて、市、市民及び事業者それぞれが次のとおり役割を担いながら取組を進めることが重要です。

市の役割

- 男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- 市民、事業者の積極的な取組を支援します。
- 施策の実施に当たり、市民及び事業者と協働するとともに、国及び県と連携して取組を進めます。

市民の役割

- 男女共同参画社会に対し、関心を持ちます。
- 家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに尊重し、協力し合い、男女共同参画の意識を持ち行動します。

市は、市民の皆さんとの男女共同参画社会への関心が高まり、意識を持ち行動できるよう、積極的に情報を提供するとともに、講演会やセミナー、相談事業などを実施します。

市民の皆さんには、市からの情報を適切に受け取るとともに、市が実施する事業への参加、連携、協力することなどを通じて男女共同参画社会に対し関心を持ち、家庭、学校、職場、地域などの暮らしの中で、男女共同参画の視点に立って主体的に行動することをお願いするものです。

事業者の役割

- 男女共同参画の視点に立ち、男女がともにそれぞれの能力を十分に発揮できるよう、働きやすい環境を整えます。
- ワーク・ライフ・バランスを推進します。

市は、事業者の皆さんへ男女共同参画の視点、男女共同参画に関する制度や支援、ワーク・ライフ・バランスの考え方などについて理解を深めていただけるよう、積極的に情報を提供します。

事業者の皆さんには、市からの情報を適切に活用し、男女がともにそれぞれの能力を十分発揮できるよう働きやすい環境を整えていただくとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進をお願いするものです。



【プランのイメージ図】

男女共同参画社会基本法

広島県男女共同参画推進条例 の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣習についての中立性への配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

プランの根拠

「男女共同参画社会基本法」の第14条に基づく、「市町村男女共同参画計画」

関係計画との整合

- はつかいち未来ビジョン2035
- 男女共同参画基本計画（国）
- 広島県男女共同参画基本計画

一人ひとりが輝く生き方応援プランはつかいち (第3次廿日市市男女共同参画プラン)

“性別にかかわらず誰もが、互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、社会のあらゆる活動に自分の意思で参画することができ、喜びも責任も分かち合える社会”の実現を目指します。



実現のための基本目標

基本目標

I
性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

II
男女共同参画社会を実現するための人づくり

III
性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり



4 プランの体系

基本目標	目指す姿	基本方針	施策
基本目標 I 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり	一人ひとりの生き方、思いが尊重されるとともに、子育て、介護などの支援が充実し、自ら選択した場で生き生きと活躍できるまち	<p>1 働く場における男女共同参画の推進</p> <p>2 仕事と生活の両立支援</p> <p>3 地域における男女共同参画の推進</p> <p>4 方針決定過程への女性の参画の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 働きやすい環境の整備 ◎ 働く場における女性活躍の推進 ◎ 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実 ◎ 男性の家庭への参画の促進 ◎ 地域活動での男女共同参画の推進 ◎ 男女共同参画に配慮した防災対策の推進 ◎ 市の方針決定過程への女性の参画の推進 ◎ 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進
基本目標 II 男女共同参画社会を実現するための人づくり	性別にかかわらず誰もが互いに尊重し合い、相手の気持ちを思いやり、笑顔があふれるまち	<p>5 男女共同参画を推進する意識づくり</p> <p>6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実</p> <p>7 性の多様性を認め合う意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進 ◎ 男女共同参画意識の浸透と固定的役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進 ◎ 子どものころからの男女共同参画に関する教育の推進 ◎ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実 ◎ 性の多様性に関する理解の促進
基本目標 III 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり	性別にかかわらず子どもから高齢者まで、住み慣れたまちで安心して、健康に暮らすことのできるまち	<p>8 生涯を通じた男女の健康支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ライフステージに応じたこころと体の健康支援 ◎ 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援
		<p>9 DV等の防止と被害者への支援の推進</p> <p>10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ DV等を防止するための啓発の推進 ◎ DV等被害者への相談・支援の推進 ◎ ハラスメントの防止の啓発の推進 ◎ 生活上の困難を抱える人への支援

女性活躍推進計画

困難女性支援基本計画

DV防止基本計画



5 プランの内容

基本目標 I 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

基本方針 1 働く場における男女共同参画の推進

現状と課題

近年、就業率は男女ともに上昇傾向にありますが、女性就業者の約半数以上は非正規雇用であり（p 24・図1）、女性の正規雇用比率は25～29歳をピークに低下するL字カーブを描いており、男女間の賃金格差の一因ともなっています。（p 24・図2）

本市では、女性の年齢階級別就業率は、依然として、出産・子育てなどで仕事を中断する、30代を底とするいわゆるM字カーブを描いています。（p 24・図3）

市民アンケート調査では、男女共同参画社会を進めるために行政が力を入れるべきことについては、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」が最上位になっています。（p 49・図8）

また、仕事と子育てを両立する上で大変だと感じることについては、「子どもの迎えの時刻に合わせて、仕事を切り上げなければならない」、「子どもの病気の回復に日数を要する場合、長期間仕事を休まなければならない」が上位になっています。（p 51・図9）

育児や介護を理由としたライフイベントに際し、仕事と家庭の両立のしづらさや特に女性においてキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景として長時間労働や女性への家事・育児等の負担の偏りがあります。

事業所調査によると、男女間の格差を解消するためのポジティブアクション（積極的改善措置）の取組状況について、「今のところ取り組む予定はない」との回答は4割超となっています。（p 52・図10）

こうしたことから、雇用の分野における男女の機会の均等と待遇の確保とともに、就労継続や再就職を希望する女性への支援が求められています。また、長時間労働の削減、ライフスタイルに応じた柔軟で多様な働き方ができるような支援、男性が育児・介護休業が取得しやすい職場づくり、ハラスメントの防止など働きやすい職場環境づくりの推進が必要です。

《施策》

1 働きやすい環境の整備

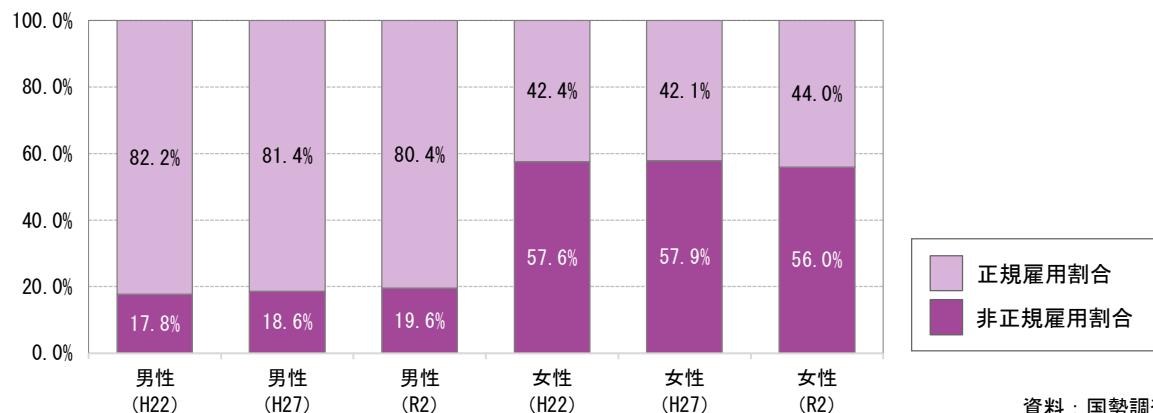
長時間労働の削減や労働生産性の向上など、働き方改革の推進とともに、多様な働き方、ハラスメント防止、安全・快適な職場環境の整備を促進します。

2 働く場における女性活躍の推進

女性の活躍推進の必要性を事業所へ広く働きかけるとともに、雇用の分野において男女の均等な機会や待遇が確保されるよう、職場の環境づくりを推進します。また、働きたい女性がその能力を十分に発揮できるよう、就職、再就職、創業のための支援など多様なニーズに応じた働き方への支援を行います。

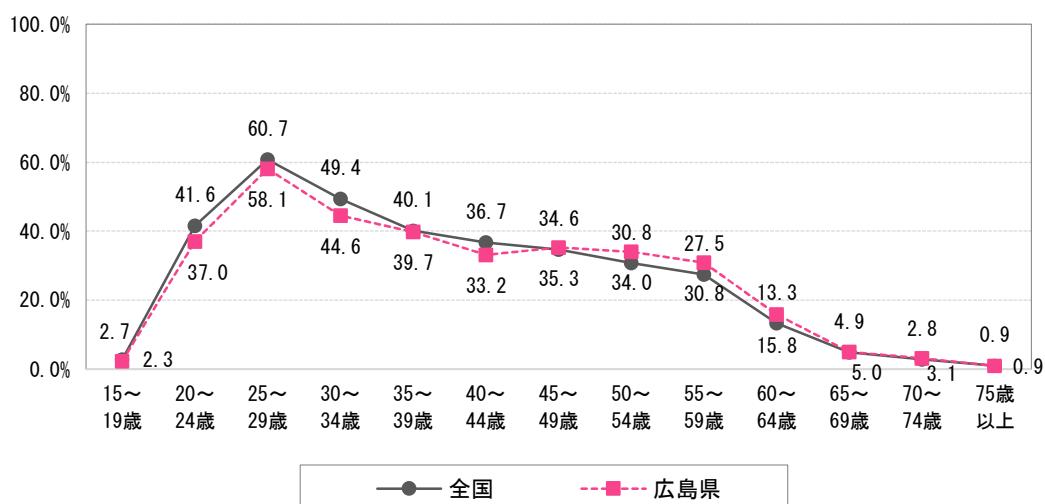


【図1】【男女別正規・非正規雇用の割合の推移】



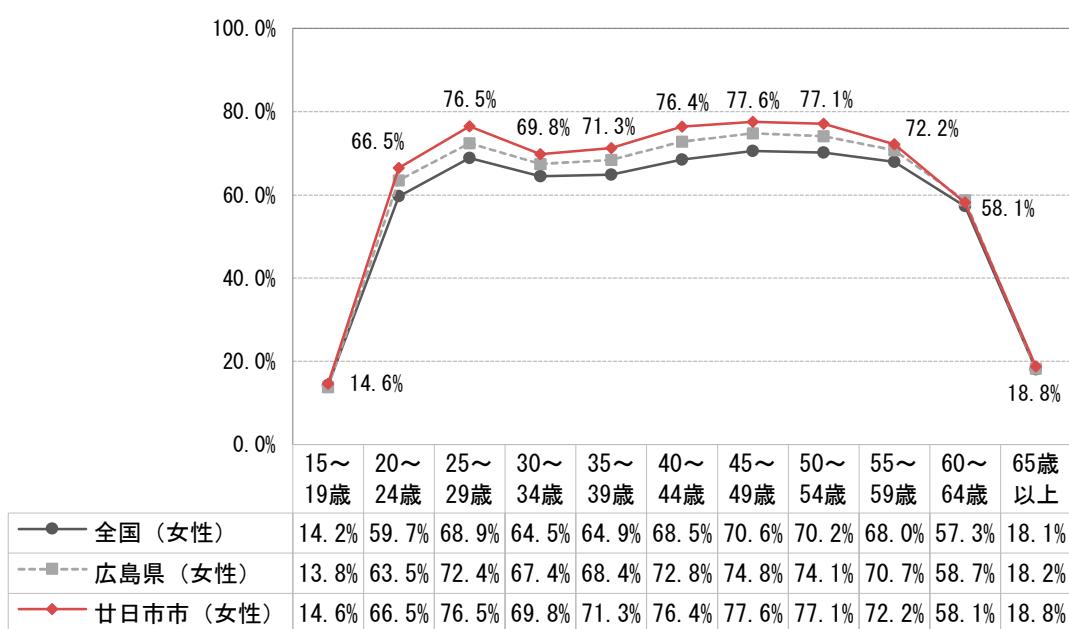
資料：国勢調査

【図2】【女性の正規雇用比率（全国・広島県）】



資料：令和4（2022）年就業構造基本調査

【図3】【女性の年齢階級別就業率の推移】



資料：令和2（2020）年国勢調査



基本方針 2 仕事と生活の両立支援

現状と課題

一人ひとりが多様な生き方を選択でき、家族や地域社会の一員として責任を分かち合いながら積極的に活動していくためには、ワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事と家庭、地域活動、趣味など仕事以外の生活がともに充実していることが必要です。

市民アンケート調査によると「仕事」、「家庭や地域生活」、「個人の生活」の優先度について、希望では、「仕事を優先したい」は2.7%であるのに対して、現実では、「仕事を優先している」が23.1%なっています。(p 52・図11)

また、1日当たりの家事・育児に費やす時間は、平日・休日どちらも男性より女性の方が費やしている時間が多くなっています。(p 53・図12)

若者アンケートで聴取した、配偶者（パートナー）にしてほしいと思うことでは、女性が男性に求めることは、家事よりも育児についての要望が多くなっています。(p 54・図13)

男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要なことは、「家事や育児介護などに協力して取り組む」、「育児休業や介護休業を利用しやすくする」、「介護や介護のサービスを充実させ誰もが利用しやすくする」、「残業を減らす・労働時間を短縮する」が上位になっています。(p 55・図14)

少子高齢化や核家族化など、人口構造や社会環境の変化が急速に進み、女性の社会進出が進む中、豊かで活力ある社会を維持していくためには、多様化する子育て及び介護等にかかるニーズに対応できるサービスの充実を図るとともに、ライフスタイルを見直し、男女がともに家庭的責任を担い、男性も育児休業などを取得しやすい環境づくり、男性の家事・育児・介護能力向上など、性別にかかわりなく協力して家庭生活を営むことができる環境づくりが必要です。

《施策》

1 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実

男女がともに職業生活と家庭生活の両立を図れるよう、保育サービスの充実など、子育て支援の拡充を図るとともに、高齢化を背景として社会的問題となっている介護離職を防止するため、介護サービスの充実を推進します。

2 男性の家庭への参画の促進

家庭における男女共同参画の意識啓発を行い、男性の育児休業等の取得促進の取組を推進するとともに、男性が家事・育児・介護等の家庭生活に参画するための知識や技術を習得するための学習機会の充実を図ります。



基本方針 3 地域における男女共同参画の推進

現状と課題

活力があり、住み続けたいと感じることができ、女性や若者に選ばれる、持続可能な地域をつくるためには、幅広い年代の男女が、まちづくり、福祉、環境保全、防災、防犯等の地域活動に参画し、新たな視点の導入や多様な人材の活用が図られる環境が重要です。

地域活動を支える人材は高齢化が進んでおり、必要な人数を確保すること自体が課題となっている場合もあります。そのため、性別にかかわらず誰もが参加しやすい環境を整えることは、参加者の確保や活動の持続性の観点からも重要です。

市民アンケート調査では、性別にかかわらず地域活動に積極的な参加をするために必要なことについて、全体、男性、女性すべてで「若い世代の人の意見を聞くなど誰でも参加しやすい雰囲気をつくる」、「会議などの開催時刻の配慮や会議の時間・回数の短縮を図る」、「誰もが発言しやすい雰囲気づくりをする」との回答が30%以上と高くなっています。（p 56・図16）

地域での男女共同参画を進めるためには、固定的性別役割分担意識の払拭など、誰もが参加しやすい環境づくりが重要です。

また、スポーツ分野における男女共同参画を進めるためには、性差により競技を諦めることがないよう、女性が利用しやすいスポーツ施設の整備等スポーツ競技を継続できる環境づくりの推進を図る必要があります。

防災分野における必要な対策・対応については、避難所運営に女性の視点が重要であるなど、これまでの過去の災害を踏まえ、国の指針を参考にしながら、防災対策などの計画段階において女性が参画し、男女共同参画の視点を持って、平常時から防災・災害時対策を講じておくことが必要となります。

《施策》

1 地域活動での男女共同参画の推進

地域活動において一人ひとりの能力を生かすことができるよう、固定的性別役割分担意識を見直すための啓発を行います。また、あらゆる年代の男女の地域活動への参画を促進します。

2 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

防災・減災の取組において、男女共同参画の視点を確実に反映することが不可欠であるため、誰もが安心できる防災体制の構築を目指します。また、女性の意見が反映される体制整備や人材育成を進め、地域の防災力を強化します。



基本方針 4 方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

性別にかかわらず誰もが社会の対等な構成員として、あらゆる分野での政策・方針などの立案・決定過程にともに参画することが、多様な価値観や発想が取り入れられ男女共同参画社会を実現する基盤となり、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現のために重要です。

市民アンケートでは、「政治の場」で男女の地位が平等になっていると思う人は約7%で低い状況になっています。（p 58・図19）

政治分野における女性の政治参画の拡大は、政治に民意を反映するために重要です。市議会における女性議員は、27人中7人（令和7（2025）年4月1日現在）であり、女性議員が占める割合は、25.9%となっており広島県内では、女性議員の割合が高い市議会となっています。

市の審議会等委員の女性委員割合は、令和7（2025）年は26.6%で、令和元（2019）年の21.6%から上昇傾向にあるものの、目標の30.0%には達しておらず委員に占める女性の割合はまだ十分でない状況にあります。（p 28・図4）

市内事業所では、役職が上がるにつれて男性の割合が高くなる傾向は依然として強く、課長相当職以上に占める女性は14.4%と低い割合にとどまっています。（p 28・図5）

地域活動の場では、令和7（2025）年度の「女性町内会長の割合」は14.6%であり数値目標の20.0%に達していません。（p 28・図7）地域で生活する様々な人が主体的に地域づくりにかかわることが、地域力を高めることにつながるため、町内会等の話し合いの場に女性の参画が必要です。

あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画を進めるため、市が率先して女性の登用を進めるとともに、事業所や地域団体活動においても女性の参画・活躍の機会を広げていくため、情報や学習機会の提供を行い、社会全体の理解の促進を図る必要があります。

《施策》

1 市の方針決定過程への女性の参画の推進

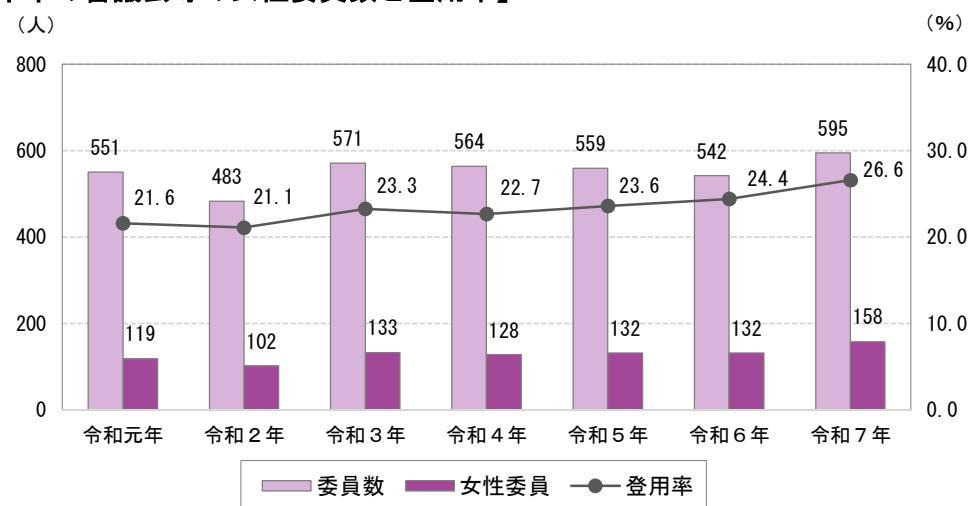
市の施策の展開に多様な視点を反映するため、審議会等への女性の参画を促進するとともに、市の女性職員の職域拡大及び管理職への登用を推進します。

2 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進

地域のあらゆる場の意思決定過程に多様な視点を生かすため、事業所や地域等における女性の参画を促進するための働きかけを行います。



【図4】【廿日市市の審議会等の女性委員数と登用率】



資料：広島県内市町における男女共同参画の推進状況

【図5】【市内事業所における各役職者の割合】 「n」は回答数

<割合>		平成30年 (n=38)		→	令和6年 (n=59)	
		男性	女性		男性	女性
役職者	部長相当職	92.1%	7.9%	→	94.6%	5.4%
	課長相当職	90.7%	9.3%	→	81.4%	18.6%
	係長相当職	84.1%	15.9%	→	58.6%	41.4%
	係長相当職 以上割合	87.6%	12.4%	→	75.2%	24.8%
	課長相当職 以上割合	91.1%	8.9%	→	85.6%	14.4%

資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート

【図6】【市内事業所における各役職者の人数】

<人数>		平成30年 (n=38)			→	令和6年 (n=59)		
		合計	男性	女性		合計	男性	女性
役職者	部長相当職	140人	129人	11人	→	167人	158人	9人
	課長相当職	397人	360人	37人	→	361人	294人	67人
	係長相当職	522人	439人	83人	→	331人	194人	137人
	計	1,059人	928人	131人	→	859人	646人	213人

資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート

【図7】【町内会長の女性の割合】

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
女性の割合	13.9%	15.7%	14.2%	13.1%	14.6%



基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための人づくり

基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり

現状と課題

誰もが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、男女がともに互いの人権を尊重し合い、市民一人ひとりの個性と能力が十分に発揮されるような生き方が尊重されなければなりません。

市民アンケート調査では、「夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましい」という固定的性別役割分担意識について、『そう思わない（「どちらかといえばそう思わない」+「そう思わない」）』との回答が令和6（2024）年では72.8%と、前回調査と比べてその割合は高くなっています。時代とともに意識は変わってきています。（p 57・図17）

年代別でみると、『そう思う（「どちらかといえばそう思う」+「そう思う」）』は60歳代未満では1割台半ば～約2割なのに対し、60歳以上では3割超と高くなっています。若い年齢層ほど反対意識が強く、年齢が上がるほど賛成意識が強いといった、年齢による意識差が顕著にみられます。（p 57・図17）

一方、社会全体での男女の地位の平等感を経年比較でみると、どの年でも『男性優位』の割合が6割台半ば～約7割となっています。（p 58・図19）

「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する賛成しない人が増加している一方で、制度や慣習、役割分担は依然として平等とは言い難いことも一因だと考えられます。

今後は、男女共同参画に関する意識を一層浸透させるとともに、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）にとらわれず、多様な生き方や働き方が尊重される社会づくりが求められています。

性別にかかわらず、一人ひとりがそれぞれの個性に合った生き方を選択することができ、それぞれの生き方を認め合うことは、個人を大切にし、互いを認め合う人権尊重の基本です。

男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画できるよう、男女共同参画に関する認識を深め、意識が改善されるよう、慣習や役割分担等の見直しにつながる広報や啓発活動が必要です。

《施策》

1 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進

性別にかかわらず一人ひとりの人権を尊重する意識を形成するため、講演会や研修会などを通じて教育・啓発活動を積極的に推進します。

2 男女共同参画意識の浸透と固定的性別役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進

男女共同参画意識の浸透と固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を払拭するため、多様な媒体による広報や講演会等の実施等により、男女共同参画の理解の促進に努め、慣習や役割分担等の見直しにつながる啓発活動に取り組みます。



基本方針 6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しく認識することが重要です。長い時間をかけて形成された固定的性別役割分担意識は、根強く家庭、職場、地域社会等の中に残っており、男女共同参画社会の実現の障壁となっています。性別にかかわらず、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮し、活躍するためには、教育・学習の果たす役割は非常に重要であり、あらゆる分野において、男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実を図る必要があります。

市民アンケート調査においても、男女共同参画を進めるために、行政が力を入れるべきこととして、「学校での男女共同参画についての教育を充実する」の回答が3番目に多くなっており、学校教育や家庭教育における取組が子どもの将来を見据えた自己形成や、社会全体における男女共同参画の推進につながることから、積極的な推進が求められています。（p 49・図8）

また、男女共同参画社会を進めていくために学校教育において必要な取組については、「ジェンダーによる悩みを抱える学生が相談しやすい環境の整備」、「ジェンダーに関する基礎的な知識と平等の重要性を学ぶための授業」が上位になっています。（p 59・図21）

こうした状況を踏まえ、子どものころから人権尊重を基盤に男女平等や家庭生活の大切さについて理解を深めるとともに、固定的性別役割分担意識にとらわれず、家庭・学校・地域社会などあらゆる場に参画できる力を育むことが重要です。そのためには、キャリア教育を含めた生涯にわたる学習機会の提供や、学習成果を適切に生かせる地域社会の整備など、一人ひとりが多様な価値観や進路の中から自分に合った選択ができる教育・学習環境の充実が求められます。

《施策》

1 子どものころからの男女共同参画に関する教育の推進

人権尊重を基盤とした男女平等観の形成、男女共同参画についての理解を促進するため、子どものころから、男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実を図ります。また、教職員・保育士等・保護者に向けての研修・啓発を行います。

2 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

多様な価値観や進路を尊重し、一人ひとりが自分に合った選択ができる教育・学習環境の充実を目指し、キャリア教育や生涯学習の機会を拡大し、主体的な学びと成長を支援します。これにより、多様な人材の育成と社会参加を促進します。



基本方針 7 性の多様性を認め合う意識の醸成

現状と課題

近年、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて、性のあり方の多様性についての理解を深める必要性が高まっています。こうした認識の広がりを受け、性的マイノリティへの理解促進や差別解消に向けた取組が進められています。

市民アンケートでは、身近な人から性的マイノリティであると打ち明けられたときについて、『受け入れる（「受け入れられる」+「驚くがすぐに受け入れられる」+「時間をかければ受け入れられる」+「仕方がないので受け入れる」）』との回答が男性では約6割であるのに対し、女性では7割超と男女での差がみられました。（p 60・図22）

性的マイノリティの方々が偏見や差別から解放され生活しやすくなるための取組について、「生徒や市民への対応を想定し、学校教員や行政職員への研修等を行う」、「相談窓口等を充実させ、その存在を周知する」、「更衣室や制服など、性別での区別への配慮を行う」との回答が全体で高くなっています。

（p 60・図23）

性的指向や性自認、身体的性、性表現といった「性のあり方」が人それぞれに多様であるという認識が社会全体に広がりつつあります。一方で、性的マイノリティに対する偏見や誤解も依然として存在しているため、当事者が安心して暮らすことのできる社会環境の整備について引き続き取組を推進していくことが重要です。

《施策》

1 性の多様性に関する理解の促進

性の多様性に関する知識と理解を深めるため、教育・啓発活動を推進するとともに、学校や職場、地域などあらゆる場面での偏見や差別を防ぎ、性の多様性を尊重する意識を醸成します。



基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

基本方針 8 生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

性別による身体の機能や特性を十分に理解し合い、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要です。

女性と男性では、健康課題の内容も課題を抱えやすい時期も異なります。男女共同参画の一層の推進のためには、男女ともに自分自身及び互いの身体の特性・健康課題に対する正しい理解とそれぞれの特性に応じた健康支援が必要となります。

女性は、妊娠・出産や、月経に由来する症状、女性特有のがん、更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の配慮が求められることがあります。

また、男性においても、更年期障害を含め、性差に由來した健康課題への対応が必要です。

性別にかかわらず誰もが生涯を通じて心身ともに健康で豊かな暮らしを送れるよう、妊娠・出産・育児期の女性への健康支援を推進するとともに、男女ともにライフステージごとに変化する心身の健康課題への認識や予防など健康支援のさらなる充実が求められます。

《施策》

1 ライフステージに応じたこころと体の健康支援

男女ともに生涯を通じて健康で豊かな生活を送れるよう、壮年期・高齢期の健康づくりのための健康教室や健康相談をはじめ、ライフステージに応じた健康教育、健康診査、相談体制の充実を図ります。

2 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援

子どもを安心して産み育てることができるよう、妊娠・出産期における健康づくりのために健康診査や保健指導、相談などの支援を推進します。



基本方針9 DV等の防止と被害者への支援の推進

現状と課題

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為などは、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で暴力の根絶を図ることは重要な課題です。

近年では、インターネットを利用した性的な暴力やハラスメントも新たな問題として浮上しています。SNSやメッセージアプリを通じた嫌がらせや誹謗中傷は、特に若年層を中心に深刻な影響を及ぼしています。

国においては、令和2（2020）年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定され、被害申告・相談をしやすい環境の整備、切れ目のない手厚い被害者支援の確立、教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防などを図ることが示されました。

市民アンケート調査によると、配偶者や恋人からの暴力について、「ののしる、大声でどなる」といった心理的暴力の経験が、身体的暴力や経済的暴力などと比べて高くなっています。（p 61・図24）

行政の相談窓口に求められる配慮としては、全体で「法律や医療の専門相談を受けられるようにする」「匿名で相談できるようにする」「相談窓口の周知を行う」との回答が高く、また「同性の相談員に相談できるようにする」との回答は女性41.8%、男性26.6%と男女で差がみられました。（p 61・図25）

DVや性犯罪・性暴力、ストーカー行為、様々な場面でのハラスメントなどを社会全体で許さない意識を共有し、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すとともに、被害の未然防止・再発防止に向けた政策の実効性を高め、被害者一人ひとりに寄り添った支援が確実に行われるよう取組を継続・強化していくことが求められます。

《施策》

1 DV等を防止するための啓発の推進

DV等を防止するため、人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じた啓発活動を推進します。

2 DV等被害者への相談・支援の推進

相談・支援を行うとともに、DV等被害者が自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、住居確保、就労支援など、DV等被害者の状況に応じた支援を行います。

3 ハラスメントの防止の啓発の推進

地域活動や学校など様々な場面でのハラスメント事例や防止策を周知するとともに、研修会や広報活動を通じて社会全体の意識向上を図り、誰もが安心して過ごせる環境づくりに向けた啓発を推進します。



基本方針 10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

現状と課題

生活上の困難に直面する人々の事情は様々です。経済的困窮をはじめとして、就労、病気、国籍、高齢、障がい、家庭の課題など多岐にわたります。また、こうした課題を複数抱えている場合もあります。

特に、女性は、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性、不安定な就労状況、その他様々な事情により、困難な問題が複合的でより複雑化する傾向があります。

コロナ禍や物価高騰により、女性の非正規労働者が特に影響を受けたことも指摘されています。

こうした中、令和6（2024）年4月には、従来の売春防止法に基づく女性保護事業の枠組みを大きく見直し、より広い対象への支援が可能となる「困難女性支援法」が施行されました。同法では、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性等を支援対象とし、女性が自らの意思を尊重されながら、その状況に応じてきめ細やかで、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援を受けることにより、その福祉が増進され、自立して暮らすことができる社会を実現することを目的としており、困難を抱える女性に対して必要な支援を行っていくことが求められています。

生活上の困難を抱えた人が、心身ともに健康で暮らすためには、それぞれの事情に寄り添い、その困難さを理解した上で、きめ細かな支援を行うことが必要であり、それぞれが抱える課題に応える相談体制の充実が必要です。

また、抱える問題が複合化、複雑化していることが多く、こうした困難の解決には、それぞれの問題にかかわる多様な関係機関等との連携が重要です。

《施策》

1 生活上の困難に直面する人への支援

困難な問題を抱える女性、経済的に困窮している人、ひとり親家庭の人、高齢者、障がいのある人、外国人など課題を抱える人に対するきめ細やかな相談・支援体制を整備し、総合的なサポートを提供します。

また、関係機関との連携を強化し、相談から支援まで一貫した支援サービスを推進し、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。



第4章 前期実施計画

(令和8（2026）年度～令和12（2030）年度)



1 計画の位置付け

前期実施計画は、基本計画で定めたプランの体系（基本目標—基本方針—施策）に基づいて、施策を計画的、効果的に推進していくため、具体的取組を明らかにしたものです。具体的取組の実施により、課題の解決を図り、基本目標の達成につなげていきます。

2 計画の期間

令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

3 計画の内容

施策ごとに具体的取組、内容、担当部署を明記しています。

具体的取組のうち☆印をついているものを「重点的取組」とします。

* 重点的取組は、市民等アンケート調査の結果、懇話会で出された意見及び第 2 次プランの取組の結果を勘案し、男女共同参画の環境づくり及び意識の浸透を図る事業を中心に位置付けています。



基本目標Ⅰ 性別にかかわらず誰もが活躍できる環境づくり

基本方針1 働く場における男女共同参画の推進

施策1 働きやすい環境の整備			
NO	取組	内容	担当課
1	☆ ワーク・ライフ・バランスの推進	長時間労働の抑制や休暇取得の促進、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保など働き方改革関連法など労働に関する法律の履行の確保について、事業者に対して、国・県等と連携して、継続的に周知・啓発を図るとともに、事業者・市民に対してワーク・ライフ・バランスの推進に向けて情報提供や啓発を行います。	人権・市民生活課 産業振興課
2	☆ 多様で柔軟な働き方の推進	育児・介護休業の取得促進、労働者のライフスタイルに応じた時差出勤、テレワーク、フレックスタイム制度、短時間勤務、時間単位の有給休暇制度など多様で柔軟な働き方の推進に向けて事業者に対して、ハローワークや市内経済団体と連携して情報提供や取組への支援を行います。 子育て中の従業員や地域の子育てを応援する企業を登録する市の制度として「はつかいち子育て応援宣言企業」を実施し、登録企業数を増やし、地域全体で子育て応援の機運を高め、働きやすい環境をつくります。	人権・市民生活課 産業振興課
3	☆ 子育てしやすい職場づくりに取り組む事業者の支援	子育てしやすい環境づくりに取り組む事業所を支援するため、男性育児休業の取得促進や男性の子の看護等休暇取得促進に取り組む事業者への支援を行います。	産業振興課
4	☆ 働く場におけるハラスメント防止の啓発	事業者や労働者に対して、ハラスメントに関する法令や制度、相談窓口等について周知を行い、防止に向けた啓発等を行います。	人権・市民生活課 人事課 産業振興課
5	人と人をつなぐ場づくり	経営者交流会や、子育て期等の同じライフステージの人同士が互いの課題を共有し、情報交換する場や機会を提供・支援します。フリーランスで活動したい人・している人同士が出会う場や地域活動にかかわっている人から話を聞く場、地域に貢献している人材の紹介などを行います。	地域振興課 産業振興課
6	市職員の時間外勤務の縮減・休暇の取得促進	市役所の生産性を向上させ時間外勤務を縮減するとともに、特別休暇等、休暇制度の周知を図り、年次有給休暇を含む各種休暇制度の取得を促進します。	人事課



施策2 働く場における女性活躍の推進

NO	取組	内容	担当課
7	☆ 女性活躍に向けたポジティブ・アクションの働き掛けと男女の均等な機会と待遇の確保	事業者を対象に、女性の能力を発揮するため、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の趣旨や必要性を周知し、実施を呼びかけるとともに、性別を理由とする採用・配置・昇格等における差別の取扱いの廃止、男女間の賃金格差の解消などの男女雇用機会均等法等の履行の確保について、国・県等と連携して継続的に事業者に対する周知・啓発を図ります。	人権・市民生活課 産業振興課
8	女性が活躍できる環境整備等への取組	経済界が主体となって労働団体や国・県・市町が参画して結成した「働き方改革推進・働く女性応援会議ひろしま」の一員として連携を図り、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組む企業の事例紹介や各種セミナーへの参加を促すなど働き方改革、女性の活躍推進のための環境づくりを進めます。	人権・市民生活課 産業振興課
9	就職や再就職を希望する女性への学習機会や情報の提供等の就労支援	就職や結婚・出産により一度職場を離れ、再就職を行おうとする女性を対象として、県や雇用対策協定を締結しているハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、各種学習機会や就業情報を提供するなど就業希望者の就業を支援します。	人権・市民生活課 産業振興課
10	女性の創業支援	女性の経験を生かした創業など地域の中に仕事や暮らしをつくる創業支援に商工会議所、商工会などと連携して取り組むほか、創業への一歩を踏み出せるようなセミナーを開催します。	産業振興課
11	女性デジタル人材育成と女性の就労能力習得支援	国や県、ハローワークなどが実施する女性デジタル人材育成や就労に係る能力習得のため各種講座、職業訓練、就労支援、給付等の情報について、情報提供を行い、女性デジタル人材育成と女性の職労能力習得を支援します。	人権・市民生活課
12	市役所の女性職員の採用・昇任・配置などの職場環境の整備	採用、給与、昇任、配置等について、男女共同参画の視点に立った職場環境の整備を行うとともに、県内女子大学で学生を対象とした採用説明会を引き続き開催し採用者の確保を図ります。	人事課

基本方針2 仕事と生活の両立支援

施策3 両立を支援する保育サービス・介護サービスの充実			
NO	取組	内容	担当課
13	☆ 多様な保育サービスの充実	保育園等での一時預かり、延長保育、休日保育など、保育を必要とする保護者のニーズに応じた保育サービスを実施します。	こども課
14	☆ 利用しやすい病児保育の実施	子どもが病気や回復期にあり、保育園などに預けられないときに利用できる病児保育について、保護者が利用しやすい病児保育を実施します。	こども課



15	☆ 放課後などの居場所の確保	保護者が安心して働き続けることができるよう、小学校の空き教室の活用や民間の留守家庭児童会の設置補助などによって留守家庭児童会の受入枠を拡大します。また、放課後子ども教室や市民センターなどにおいて、子どもの居場所づくりに努めます。	こども課 生涯学習課 市民センター（まちづくり支援課）
16	☆ 介護サービスの充実	介護により離職しなければならない状況を少なくできるよう、多様な介護サービスの充実に努めるとともに、介護サービス事業所との連携を強化し、課題解決に取り組みます。	高齢介護課
17	子育て・介護サービスの情報提供	男女がともに働き続けることができるよう、子育て支援や介護の各種サービスについて市民に行き届くよう子育て支援サイトによる情報の発信など各種媒体を利用した情報提供を行います。	こども課 子育て応援室 高齢介護課
18	ファミリー・サポート・センター事業の推進	ファミリー・サポート・センターについての利用促進、及び提供会員の確保・育成を行います。	子育て応援室
19	市が実施する行事等での託児の実施	市が実施する行事や会議等において託児を実施します。	全部署

施策4 男性の家庭への参画の促進

NO	取組	内容	担当課
20	☆ 男性の家事・育児・介護への参画の促進	家事・育児・介護を男女がともに担うという意識啓発を行うとともに、市民センターなどで家事・育児・介護の知識や技術習得など学習機会を提供します。	人権・市民生活課 市民センター（まちづくり支援課）
21	☆ 「共育て」意識の醸成	子育て中の男性も参加しやすい相談支援の場や講座を実施し、家庭内でパートナー同士が協力して家事・育児に取り組む「共育て」の意識醸成を図るとともに、父親同士がつながる場を提供するなど、多くの父親が育児を楽しみ、積極的なかかわりをもつよう意識啓発を図ります。	子育て応援室 市民センター（まちづくり支援課）
22	☆ 男性の育児休業取得等の促進	男性育児休業の取得促進や男性の子の看護等休暇取得促進に取り組む事業者への支援を行い、男性の育児休業取得等の促進を図ります。	産業振興課
23	市役所の男性職員の育児休業取得の促進	「廿日市市特定事業主行動計画」に沿って、男性職員の育児休業取得率の向上に取り組みます。	人事課

基本方針3 地域における男女共同参画の推進

施策5 地域活動での男女共同参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
24	女性団体への活動支援	女性団体が、地域でより活躍できるよう、活動課題を整理するとともに、活動の支援を行います。	人権・市民生活課
25	まちづくり活動への多様な主体の参画の促進	市民活動団体、NPO、企業、大学、行政など、多様な主体が連携・協力し、互いの強みを生かしてまちづくりに取り組めるよう、互いの活動を知り合い、活動者同士が対話できる機会をこれまで以上に提供・支援していきます。	地域振興課



26	女性アスリートへの支援	「女子野球タウン」認定市として、性差により競技を諦めることがないよう、女性が利用しやすいスポーツ施設の整備、女子選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツ競技を継続し、楽しめる環境づくりの推進を図るとともに、女性が活躍する場にスポットを当て気運の醸成を図ります。	スポーツ推進課
----	-------------	---	---------

施策6 男女共同参画に配慮した防災対策の推進

NO	取組	内容	担当課
27	女性消防団の育成・支援の実施	SNS等を活用した情報発信を行い、女性消防団員数増加に取り組むとともに、地域の女性消防団員の育成・支援を行います。	消防本部総務課
28	防災・災害時における女性の参画の促進	災害時に、男女のニーズの違いに応じた対応ができるよう、防災計画の策定や地域の防災活動において女性の参画を進めます。	危機管理課

基本方針4 方針決定過程への女性の参画の拡大

施策7 市の方針決定過程への女性の参画の推進			
NO	取組	内容	担当課
29	☆ 審議会等委員への女性の積極的登用	「廿日市市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」により、市の審議会等委員の女性の積極的登用を推進し、目標達成していない審議会等には見直しを行うような働きかけを行います。	全部署
30	市役所の女性管理職の育成	女性職員が適性を生かして能力が発揮できる職域の拡大、環境整備を行います。研修派遣などにより、女性職員の能力開発と管理職への意識向上を図ります。	人事課

施策8 事業所・地域団体等の方針決定過程への女性の参画の推進

NO	取組	内容	担当課
31	事業所に対し女性の管理職への登用に向けた啓発	関係課及び市内経済団体と連携し、事業所に対し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を働きかけるなど、女性の職域拡大や管理職登用などの女性活躍について、国、県と連携した啓発や情報提供を行います。	人権・市民生活課 産業振興課
32	地域活動団体への啓発	地域団体に対し、出前トークなどにより役員などへの女性参画に関する取組の好事例の紹介、女性参画の必要性を啓発するとともに、「町内会・自治会活動Q & A」への掲載内容を定期的に見直し、意識啓発を行います。	人権・市民生活課 地域振興課



基本目標Ⅱ 男女共同参画社会を実現するための人づくり

基本方針5 男女共同参画を推進する意識づくり

施策9 性別にかかわらず互いの人権を尊重し合う教育や啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
33	互いの人権を尊重し合う意識啓発の推進	広報紙やホームページなどの各種媒体、講演会や映画上映、出前トークなどにより人権尊重の意識が浸透するよう市民・事業所に対して各種啓発事業を実施します。	人権・市民生活課
施策10 男女共同参画意識の浸透と固定的役割分担意識の払拭に向けた啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
34	☆ 男女共同参画意識の浸透と固定的性別役割分担意識・アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の払拭に向けた啓発	広報紙やホームページなどの各種媒体、講演会や映画上映、市民センターの講座、市民図書館での図書などの収集、貸し出し、企画展示などにより、男女共同参画についての理解を深め、地域、職場、家庭などにおける固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を払拭し、慣行などの見直しについての啓発を行います。	人権・市民生活課 市民センター（まちづくり支援課） 図書館
35	男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供	国際的な情報を収集し、市民センターの講座、リーフレットやパネル展示等により情報提供とともに、多様な広報媒体や手段を活用して、男女共同参画に関する啓発を推進します。	人権・市民生活課

基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実

施策11 子どものころからの男女共同参画に関する教育の推進			
NO	取組	内容	担当課
36	教職員・保育士等・保護者に対する研修・啓発の実施	一人ひとりの子どもを尊重し、性別にとらわれない個性を大切にした教育・保育が実施できるよう、教職員、保育士等、保護者を対象とした研修を実施します。	こども課 学校教育課
37	男女共同参画の視点に立った授業などの取組の推進	児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重の教育を実践し、性別にとらわれずそれぞれの個性を大切にした男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。	学校教育課
施策12 多様な選択を可能にする教育・学習の充実			
NO	取組	内容	担当課
38	キャリア教育の推進	児童・生徒を対象とし、性別にとらわれない多様なキャリアプランを形成できるよう、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導を推進します。 また、自立の意識及び確かな職業観、勤労観を育む	学校教育課



		ための職場体験等を実施し、事前・事後指導の充実を図ります。	
39	家庭の教育力を高める講演会などの開催及び講座の開催支援	「親の力」をまなび合う学習プログラムを活用した家庭教育支援講座の開催や講座を進行するファシリテーターの養成に取り組みます。また、青少年健全育成団体等が行う講演会等に対して助言や支援を行います。	生涯学習課
40	地域における人材育成	地域において女性を含むより多くの市民が活躍できるようNPO等の支援や各種団体などと連携して人材育成を行うとともに、より多くの市民等が地域で活躍できるよう、まちづくり活動について学べる機会や自らの取組について情報発信できる場を提供します。	生涯学習課 地域振興課

基本方針7 性の多様性を認め合う意識の醸成

施策13 性の多様性に関する理解の促進			
NO	取組	内容	担当課
41	性の多様性に関する市民理解の推進	性的マイノリティに対する偏見等をなくすために、性の多様性に関する理解を進めるための啓発を行います。	人権・市民生活課
42	性の多様性に関する教育の推進	すべての児童生徒が安心して自分らしく学校生活が送れるよう、性の多様性に関する理解を進めるための教育や配慮を行います。	学校教育課
43	パートナーシップ宣誓制度の周知	廿日市市パートナーシップ宣誓制度及び利用可能な行政サービスの周知を行います。	人権・市民生活課



基本目標Ⅲ 性別にかかわらず誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

基本方針8 生涯を通じた男女の健康支援

施策 14 ライフステージに応じたこころと体の健康支援			
NO	取組	内容	担当課
44	ライフステージに応じた健康の保持増進	生涯を通じた健康づくりのため、ライフステージに応じた健康づくりに関する啓発や健康教育・健康相談、健康診査を行います。	健康福祉総務課
45	こころの健康への取組の実施	相談しやすい体制づくりや、ライフステージに応じた相談窓口の周知に努めます。また、ゲートキーパー養成研修の実施や幅広い世代への普及啓発を行います。	健康福祉総務課
46	発達段階に応じた性教育の推進	各学校の年間指導計画に生命（いのち）の安全教育の指導を位置付け、児童・生徒への発達段階に応じた適切な性教育を推進します。	学校教育課
施策 15 妊娠・出産・育児期等における女性の健康支援			
NO	取組	内容	担当課
47	妊娠・出産・育児期の健康診査、相談、指導	妊娠期・産後の女性を対象とした健康診査、出産を控えた男女への相談機会の確保を図ります。	子育て応援室

基本方針9 DV等の防止と被害者への支援の推進

施策 16 DV等を防止するための啓発の推進			
NO	取組	内容	担当課
48	DV（デートDV）防止に向けた啓発	市民、事業者、学生等に対して、市広報紙やリーフレット、啓発カード等を通じて、被害者・加害者にならないためのDV防止に向けた啓発を行います。	人権・市民生活課
49	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	国の「女性に対する暴力をなくす運動」と連携し、ポスター・パネル展示などにより、広く市民の啓発を行います。	人権・市民生活課 子育て応援室
施策 17 DV等被害者への相談・支援の推進			
NO	取組	内容	担当課
50	DV等被害者への相談・支援	DV等被害者が自立した生活を送ることができるよう、個々の状況に応じた相談・支援を行います。	子育て応援室
51	相談窓口の周知・充実	学校内での相談窓口や、人権擁護委員協議会の子どもの人権SOSミニレターの周知など、児童・生徒・保護者が相談しやすい環境の整備を行うとともに、市広報やホームページ、リーフレット等を活用して、相談窓口の周知を図ります。	学校教育課 人権・市民生活課



施策 18 ハラスメントの防止の啓発の推進

NO	取組	内容	担当課
52	☆ 各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発	市民、事業者に対し、広報紙、ホームページや講座、研修会の実施などにより地域、職場、家庭などあらゆる場面でのハラスメントの防止に向けた啓発を行うとともにハラスメントに対する相談窓口の周知を図ります。	人権・市民生活課

基本方針 10 生活上の困難を抱える人に対する支援の推進

施策 19 生活上の困難を抱える人への支援			
NO	取組	内容	担当課
53	生活上の困難を抱える人に対する包括的な支援の推進	どこに相談したらいいか分からない相談や複雑、複合化した生活上の困難を抱えた人の相談を「相談まるごとサポートデスク」で受け止め、本人の立場に寄り添い、様々な機関と連携・協力して、一人ひとりのニーズに応じた包括的な支援を実施します。	地域共生社会推進室
54	困難な問題を抱える女性への相談・支援	広報紙、ホームページ等で相談窓口の周知を図るとともに、女性相談支援員による相談対応等を通じて、関係機関と連携・協力し、相談者が安心して自立した生活を送れるよう支援します。	子育て応援室
55	生活困窮者への支援	生活困窮者が自立した生活を送ることができるよう、様々な支援（自立相談支援・家計改善・就労支援・居住支援等）を実施します。	生活福祉課
56	ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭を対象に、相談事業を実施するとともに、経済的支援や就業のための資格取得などの各種支援を実施します。	こども課
57	高齢者の生きがい対策・社会参加の推進	高齢者が生きがいをもって社会との関わりを持ちながら暮らしていくよう、高齢予防、地域活動への参加、就労支援などの取組を推進するとともに、甘らつプラチナボランティアや地域の多様な住民主体の活動を引き続き支援します。	高齢介護課
58	障がいのある人への支援	相談機関や就労の各関係機関と連携を図りながら、雇用機会の拡大に努めるとともに、就労や社会参加に向けた訓練や相談などの支援を行います。	障害福祉課
59	外国人への支援	多言語での生活情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、日本語教室の学習支援者の発掘や育成など日本語学習等の支援や、多文化共生のまちづくりに関する事業を行います。	国際交流・多文化共生室



4 計画の数値目標

(1) 成果指標と数値目標

数値目標は、取組を進める上で、男女共同参画に関する現状がどう変わったかが具体的に分かるよう、基本方針ごとに指標と数値目標を掲げ、達成度を測ります。

これらの数値の目標年次は、前期実施計画の期間である令和12（2030）年度までとし、そこまでの結果によって、基本方針の数値目標達成度を検証し、後半5年間での取組に生かします。

(2) 状況把握のための参考指標

市の現状を把握し、取組の見直し等に活用するための参考指標を設定します。

成果指標と数値目標

指標	数値		資料等	担当課
	現況(R6 年度)	目標(R12 年度)		
基本方針1 働く場における男女共同参画の推進				
1 職場での男女の平等感	22.0%	28.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
2 はつかいち子育て応援宣言企業登録数	0 社 (R7.4.1)	150 社	実績値	産業振興課
3 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	96 社/4,334 社	106 社	労働局調べ	産業振興課
4 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	41 社/4,334 社	46 社	労働局調べ	産業振興課
基本方針2 仕事と生活の両立支援				
5 家庭での家事・育児・介護分担の満足度	68.7%	80.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
6 性別にかかわらず働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている市民の割合	53.9% (R7 年度)	61.8%	未来ビジョンアンケート(毎年)	人権・市民生活課
7 保育園待機児童数 (10月1日現在)	47 人 (R7.10.1)	0 人	実績値	こども課
8 子育てと仕事を両立できている18歳以下の子どもを持つ市民の割合	59.4% (R7 年度)	70.0%	未来ビジョンアンケート(毎年)	こども課
9 男性の育児休業所得率(市内事業所における)	48.6%	85.0%	男女共同参画 事業所アンケート (5年毎)	人権・市民生活課



基本方針3 地域における男女共同参画の推進				
10 女性町内会長の割合	14.6% (R7.4.1)	20.0%	実績値	地域振興課
11 消防団員に女性が占める割合	5.36% (R7.4.1)	6.7%	実績値	消防本部総務課
12 地域防災リーダー (防災士養成講座研修事業による防災士資格取得者)に占める女性の割合	15.7% (R7.4.1)	20.0%	実績値	危機管理課
基本方針4 方針決定過程への女性の参画の推進				
13 市の審議会等における女性委員の占める割合(法令・条例によって設置されたもの)	26.6% (R7.4.1)	30.8%	実績値	人権・市民生活課
14 市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合 【保育職・消防職を除く】	21.8% (R7.4.1)	30.0% (R11 年度)	実績値 (廿日市市特定事業主行動計画)	人事課
15 市内事業所における管理職(課長級以上)に占める女性の割合	14.4%	22.2%	男女共同参画 事業所アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
基本方針5 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり				
16 社会全体での男女の平等感	10.7%	18.5%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
17 夫(男)は外で働き、妻(女)は家庭を守るのが望ましいという考え方(固定的性別役割分担意識)に賛成しない市民の割合	72.8%	78.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
基本方針6 男女共同参画の基本的な考え方を大切にした教育の推進・充実				
18 性別にかかわらず個性に応じて生きていくのがよいと考える中・高校生の割合	85.6%	89.2%	男女共同参画中・高校生アンケート (5年毎)	人権・市民生活課
基本方針7 性の多様性を認め合う意識の醸成				
19 「LGBT(Q+)という言葉の意味を理解している人の割合	51.5%	65.0%	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課



基本方針8 生涯を通じた男女の健康支援				
20 がん検診を受けている市民の割合(子宮頸がん、20~69歳)	40.5% (R4年度)	50.0%	未来ビジョンアンケート(毎年)	
21 がん検診を受けている市民の割合(大腸がん、40~69歳)	34.1% (R4年度)	47.0%	※策定時現状値は健康増進計画アンケート	健康福祉総務課
基本方針9 DV等の防止と被害者への支援の推進				
基本方針10 生活上の困難を抱える人に対する支援				
22 困ったときに相談できる相談支援機関を知っている市民の割合	56.2% (R7年度)	60.0%	未来ビジョンアンケート(毎年)	健康福祉総務課

状況把握のための参考指標

指標	現況値	資料等	担当課
基本方針4 方針決定過程への女性の参画の推進			
1 市議会における女性議員の割合	25.9% (R7.4.1)	実績値	人権・市民生活課
基本方針9 DV等の防止と被害者への支援の推進			
2 DVに関する相談件数	62件(R6年度)	実績値	子育て応援室
3 3年以内にハラスメントの被害を受けたことがある人(セクハラ、パワハラ、マタハラ)	セクハラ 4.8% パワハラ 14.6% マタハラ 0.8% (R6年度)	男女共同参画 市民アンケート (5年毎)	人権・市民生活課



1 推進体制

(1) 庁内の推進体制

庁内の部長級職員で構成する「廿日市市男女共同参画推進本部会」でプランの総合調整及び府内の連携を図り、市の男女共同参画推進施策を総合的かつ効果的に推進します。

(2) 廿日市市男女共同参画推進懇話会との連携

市民や事業者の代表、学識経験者等から構成する「廿日市市男女共同参画推進懇話会」に本プランの推進状況の点検及び評価も含め、広く意見を求め、施策に反映していきます。

2 関係機関、市民、関係団体等との連携

(1) 国・県・関係機関との連携

本プランの推進に当たっては、国、県、関係機関と連携を図り、効果的に施策を実施します。

(2) 市民、関係団体、事業者との協働による取組の推進

男女共同参画社会の実現のために、市・市民・事業者のパートナーシップにより取組を推進します。

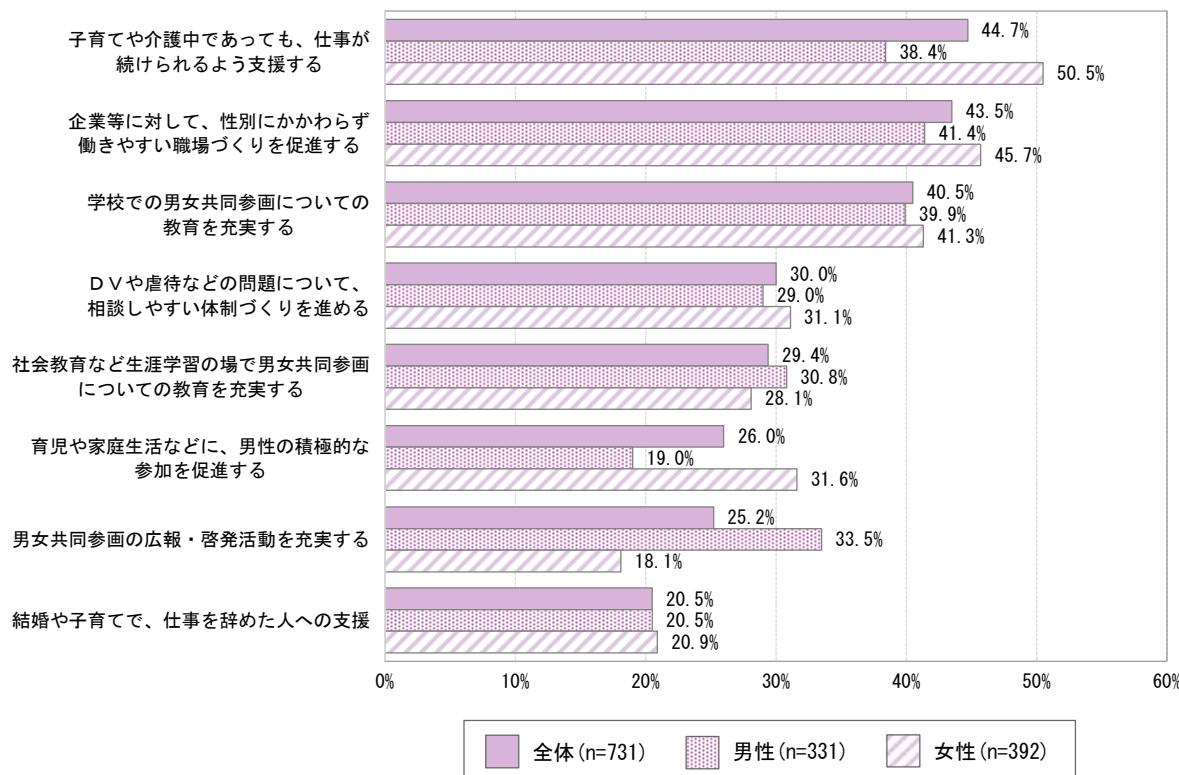


市民アンケート調査等の結果概要

	市民	若者	中・高校生	事業所
調査対象	市内に在住する満18歳以上の男女2,000人 (男女各1,000人)	市内に在住する満20歳以上40歳未満の若者世代の男女1,000人 (男女各500人)	市内の学校に通学する中学2年生・高校2年生・特別支援学校3年生	市内の商工会議所及び商工会の会員である事業所のうち200法人を無作為抽出
有効回収数 (回収率)	731人 (36.6%)	252人 (25.2%)	1,097人 (60.7%)	59事業所 (29.5%)

○グラフ中の「n」は回答数です。

【図8】(1) 男女共同参画を積極的に進めるために、行政が力を入れるべきこと



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)



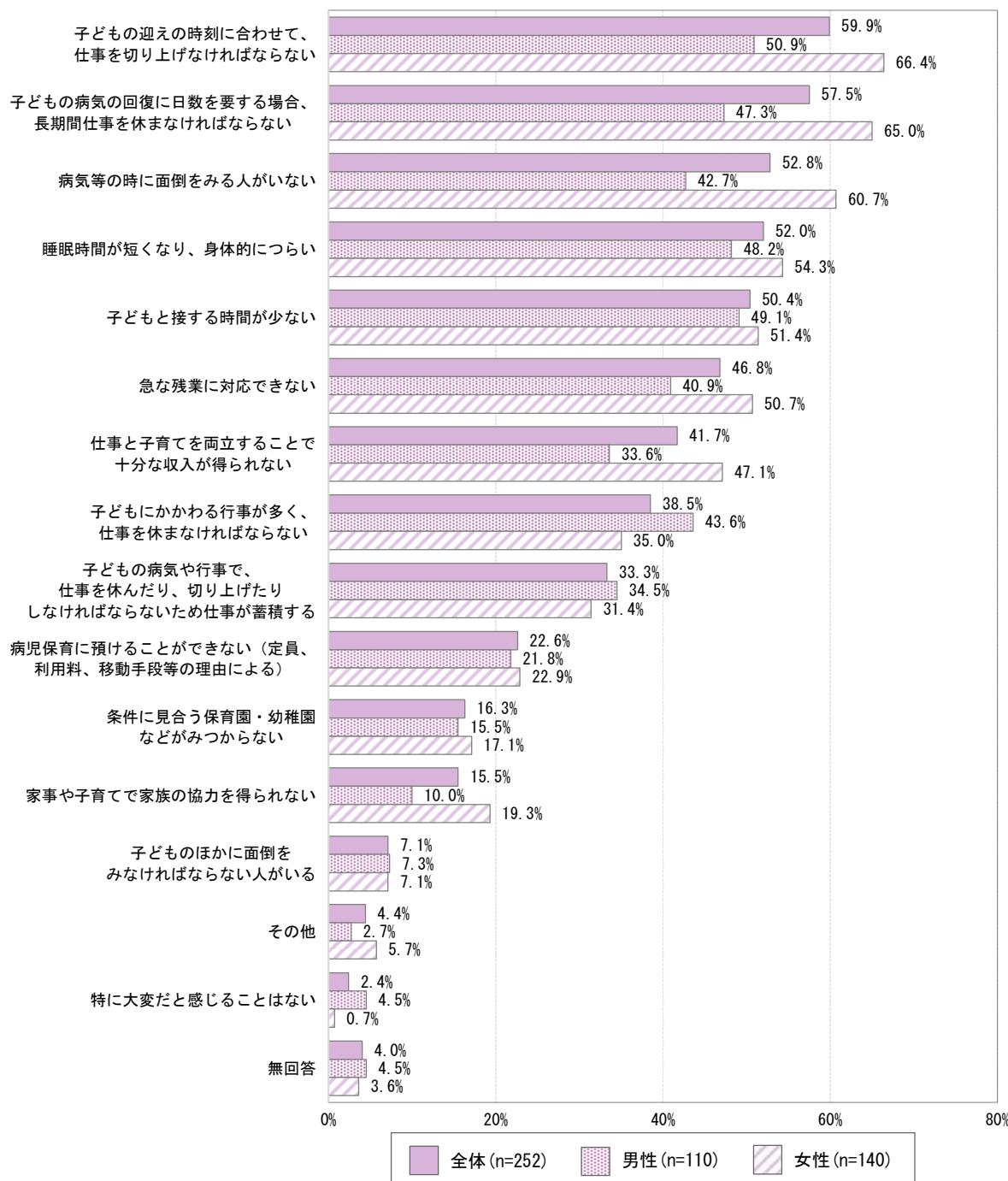
【性年代別】

		n 数	うも、子 支援仕 事や るが介 続護 け中 らで れあ るつ よて	場か企 づか業 くわ等 りらに を介す 統促 進きて すや れるす い別 職に	つ学 い校 てのの 教育男 育女 を共 めし るや す性 い別 職に	制づ いてや り、虐 教男 育女 を相 待を 進談 を共 めし るや す性 い別 職に	D いV くてや り、虐 教男 育女 を相 待を 進談 を共 めし るや す性 い別 職に	て場 社会 でや 教男 育女 を共 など 実参 生や す性 い別 職に	場社 会で や教 男育 女教 育を 共な ど实 参加 生や す性 い別 職に	進男 育児 のや り、虐 教男 育女 を相 待を 進談 を共 めし るや す性 い別 職に	育活 動共 のや り、虐 教男 育女 を相 待を 進談 を共 めし るや す性 い別 職に	男女 活動 を同 じて のや り、虐 教男 育女 を相 待を 進談 を共 めし るや す性 い別 職に	發男 女活 動共 のや り、虐 教男 育女 を相 待を 進談 を共 めし るや す性 い別 職に	辭結 婚や 人へ て支 援の 仕事	実て 人の 権や する 發や 個人 の情 報尊 重提 供に につ 充い
全体		731	44.7	43.5	40.5	30.0	29.4	26.0	25.2	20.5	19.8				
性 年 代 別	男性30歳未満	12	33.3	16.7	33.3	33.3	16.7	25.0	25.0	33.3	33.3				
	男性30歳代	25	28.0	28.0	40.0	20.0	20.0	32.0	16.0	32.0	16.0				
	男性40歳代	35	37.1	45.7	34.3	25.7	28.6	8.6	11.4	42.9	14.3				
	男性50歳代	50	52.0	42.0	34.0	42.0	28.0	20.0	28.0	22.0	22.0				
	男性60歳以上	208	37.0	43.8	42.8	27.4	34.1	18.8	41.3	14.4	25.5				
	女性30歳未満	34	38.2	41.2	32.4	38.2	35.3	32.4	14.7	47.1	20.6				
	女性30歳代	29	62.1	37.9	48.3	24.1	24.1	37.9	13.8	44.8	17.2				
	女性40歳代	52	65.4	32.7	44.2	42.3	32.7	36.5	11.5	30.8	9.6				
	女性50歳代	60	66.7	48.3	45.0	31.7	26.7	33.3	13.3	16.7	10.0				
	女性60歳以上	217	42.9	49.8	40.1	28.1	26.7	29.0	22.1	12.4	20.3				

資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート（令和6（2024）年）



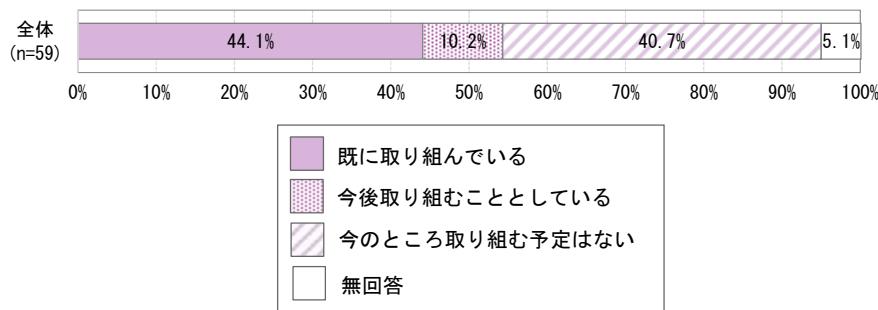
【図9】(2) 仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること



資料：廿日市男女共同参画に関する若者世代アンケート（令和6（2024）年）

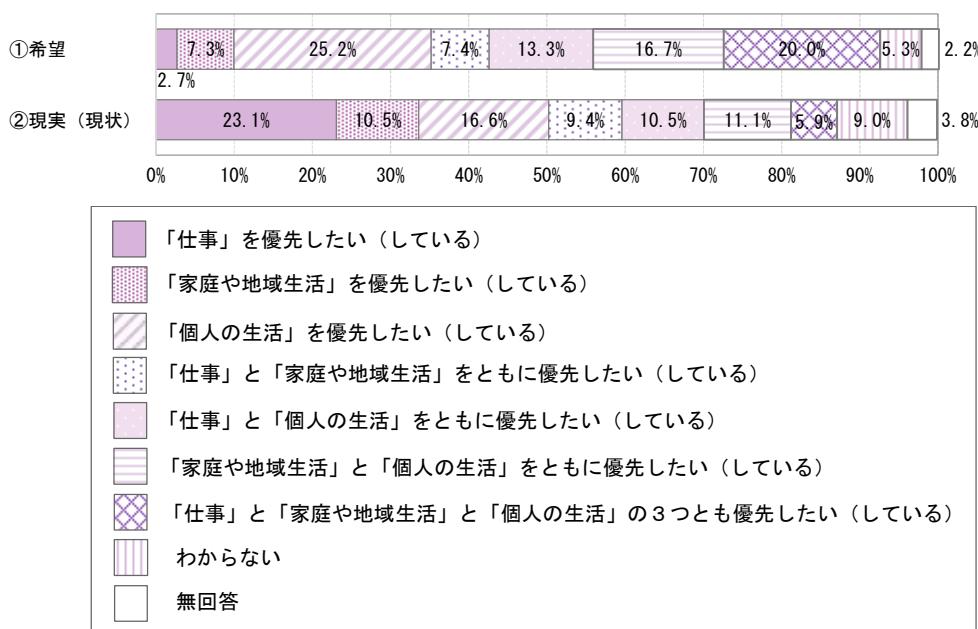


【図10】(3) ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取組



資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート(令和6(2024)年)

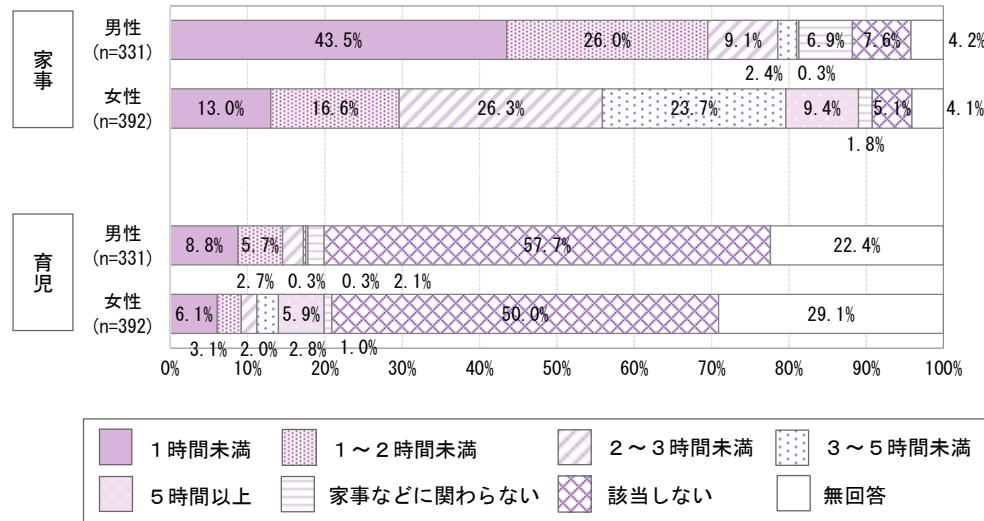
【図11】(4) 「仕事」「家庭生活」「地域活動・個人の生活」の優先度について（理想と現実）



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

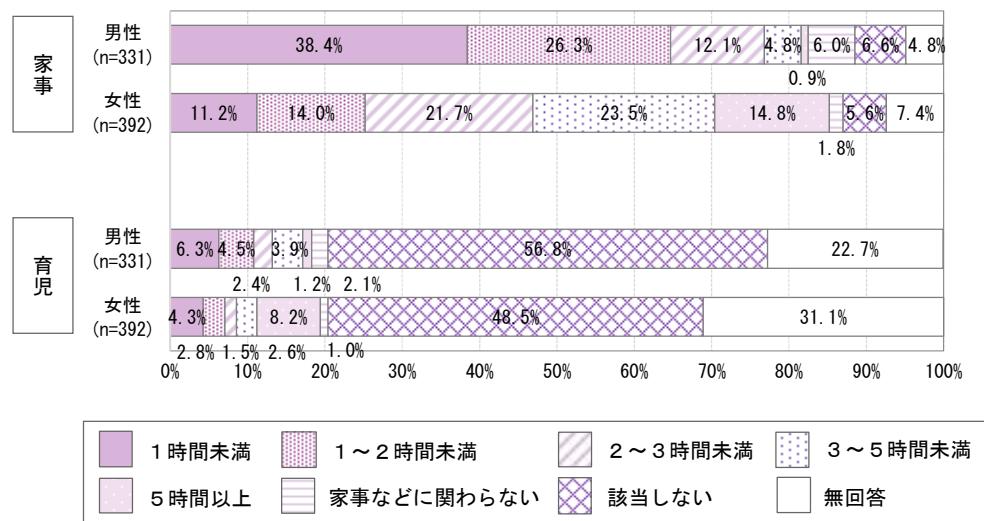


【図 12】(5)【1日あたりの家事・育児に費やす時間（平日）】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート（令和6（2024）年）

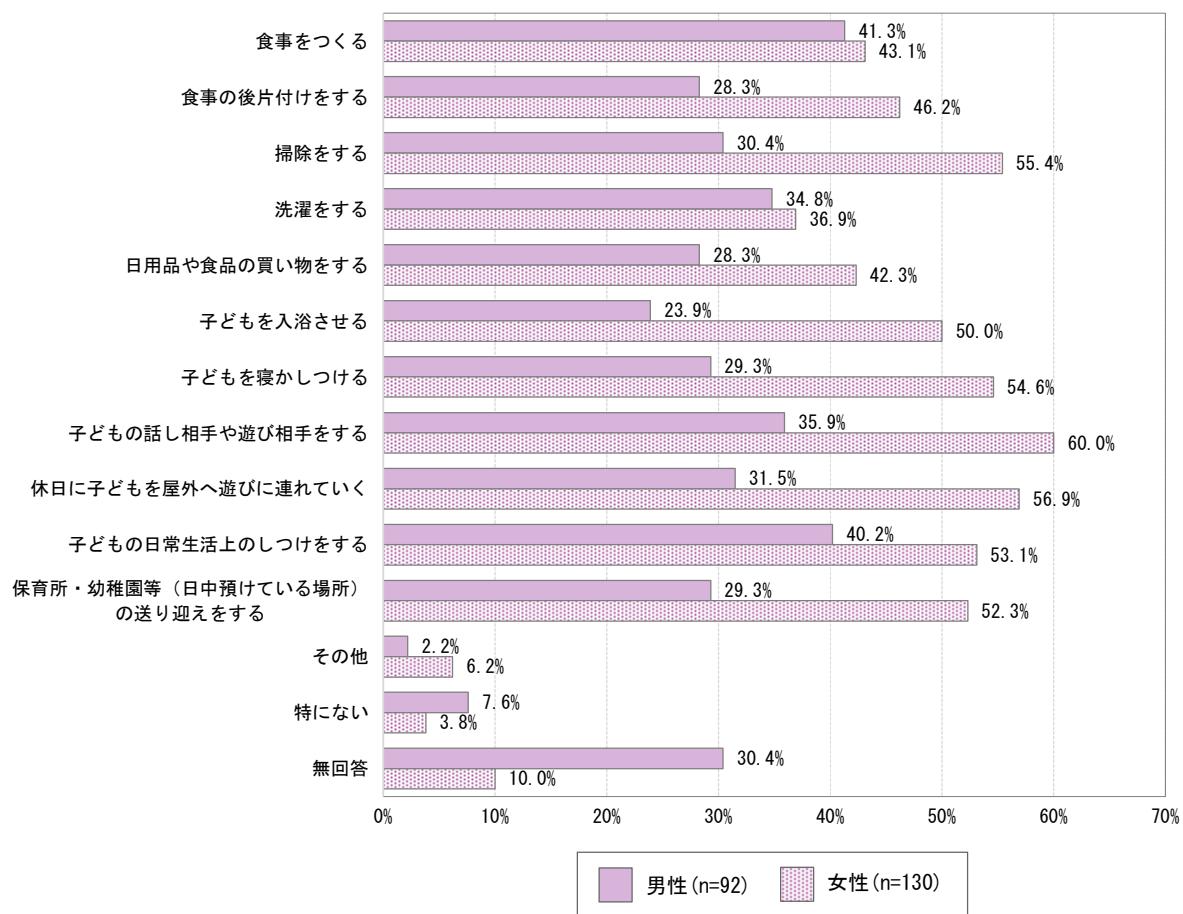
【1日あたりの家事・育児・介護に費やす時間（休日）】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート（令和6（2024）年）



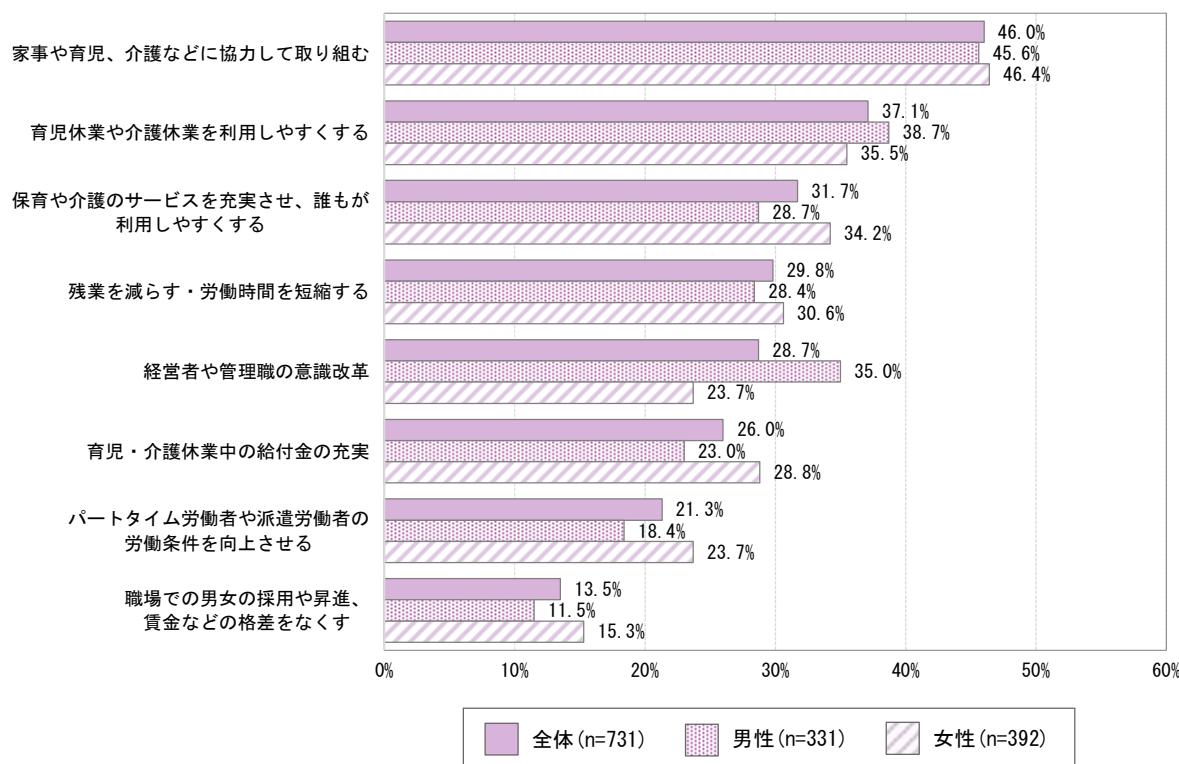
【図13】(6)【配偶者（パートナー）にしてほしいと思うこと】



資料：廿日市男女共同参画に関する若者世代アンケート（令和6（2024）年）



【図 14】(7) 【男女がともに働きやすい社会環境をつくるために必要だと思うこと】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート（令和6（2024）年）

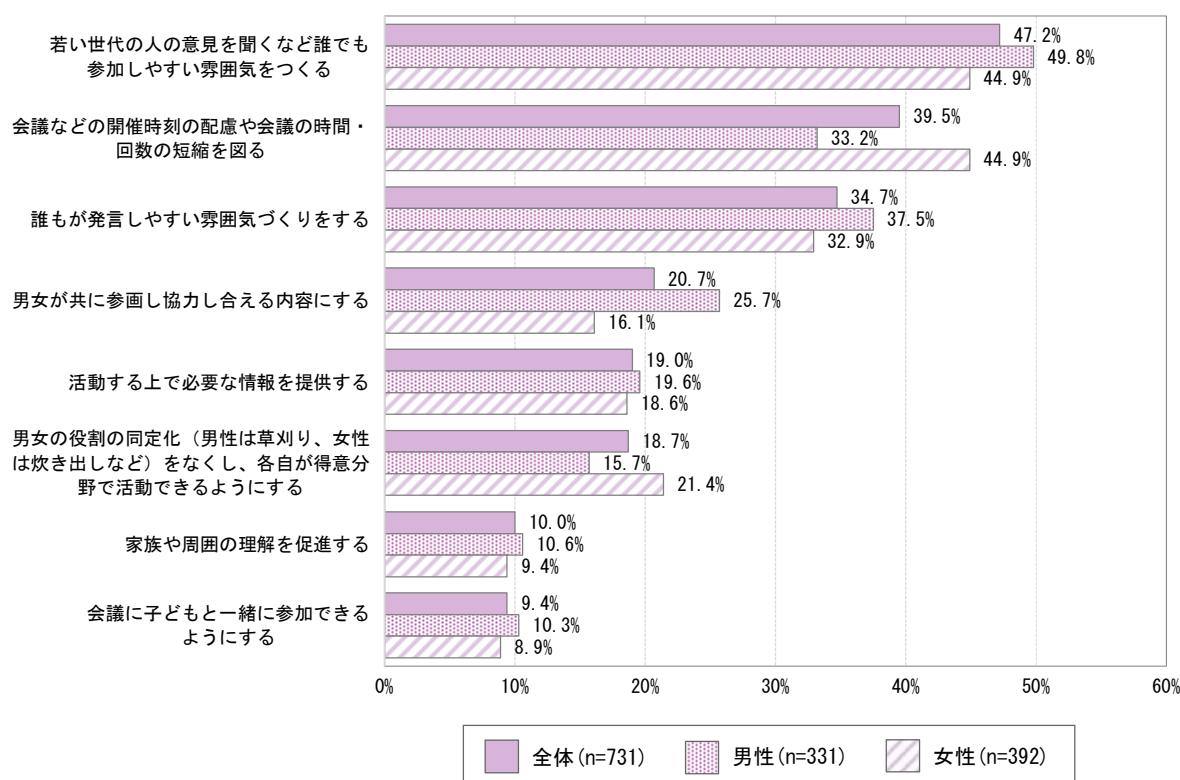
【図 15】(8) 【育児休業の取得（事業所）】

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全体 (n=59)	男性	10.2%	13.1%	13.6%	31.8%	48.6%
	女性	96.4%	95.5%	87.1%	93.3%	97.1%

資料：廿日市男女共同参画に関する事業所アンケート（令和6（2024）年）



【図16】(9)【性別にかかわらず地域活動に積極的な参加をするために必要なこと】

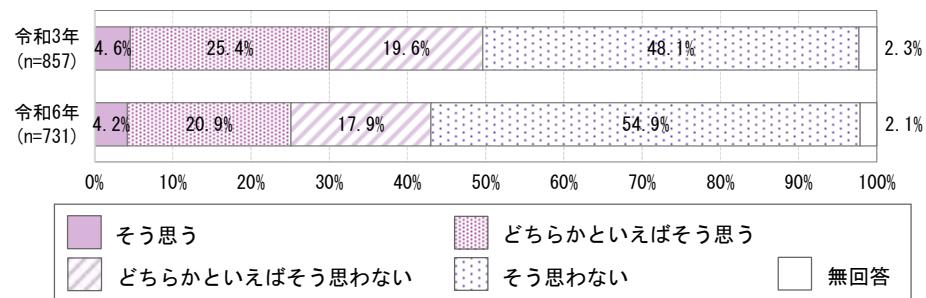


資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)



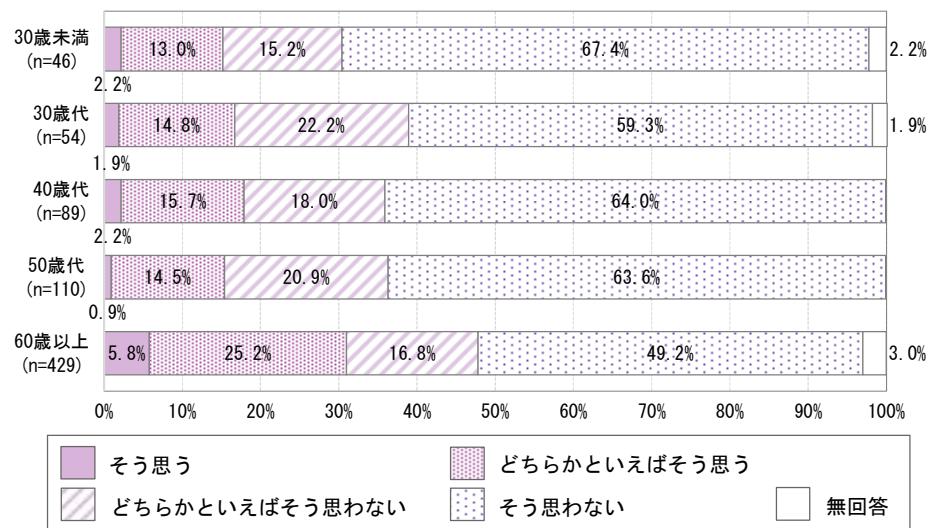
(10) 性別役割分担意識と各分野における男女の地位の平等感について

【図 17】【夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましいという考え方】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

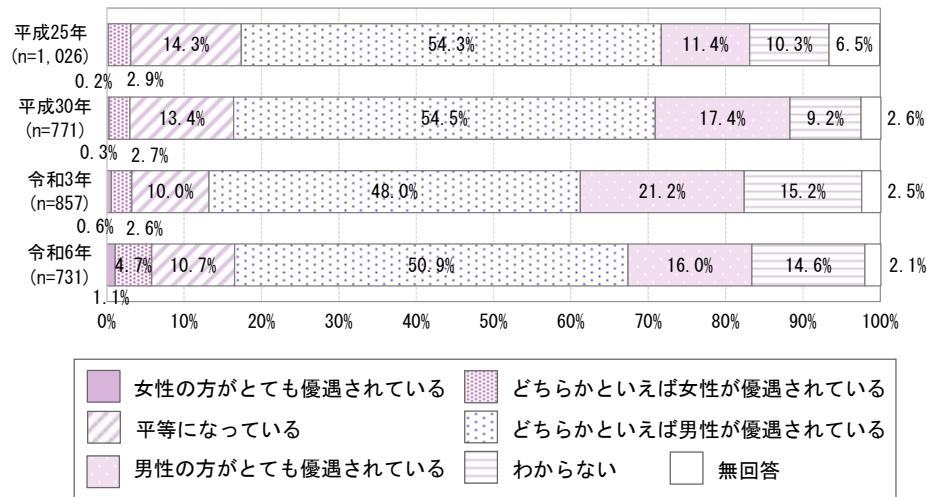
【夫（男）は外で働き、妻（女）は家庭を守るのが望ましいという考え方（年代別）】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

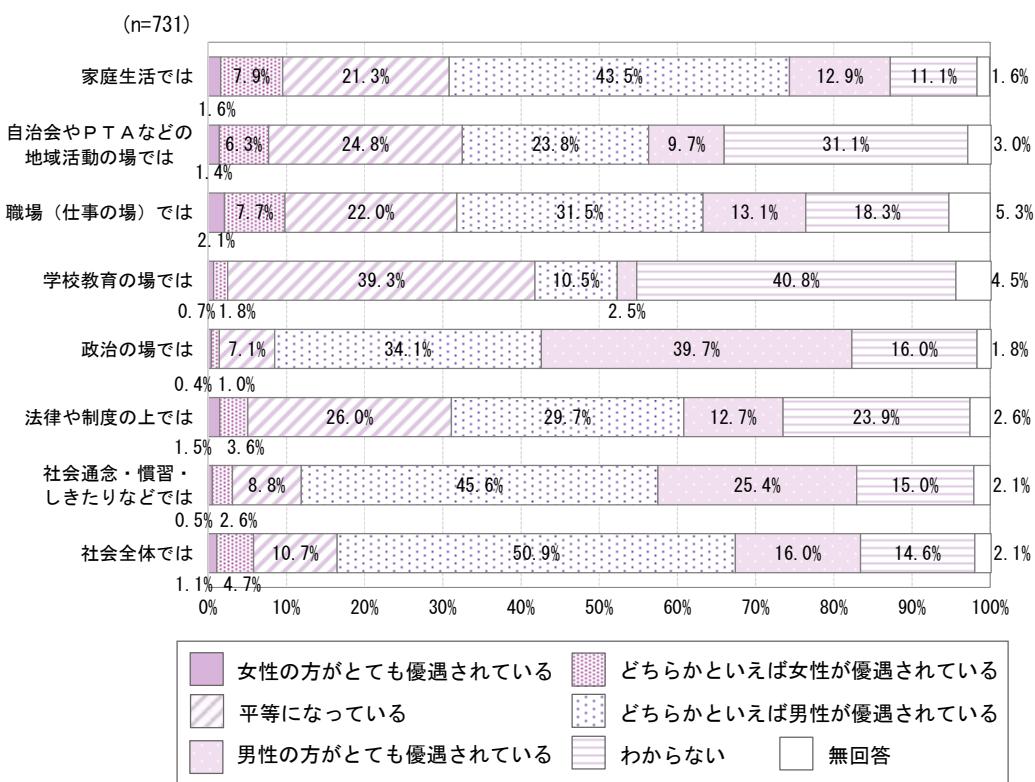


【図18】【社会全体における男女の地位の平等感】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

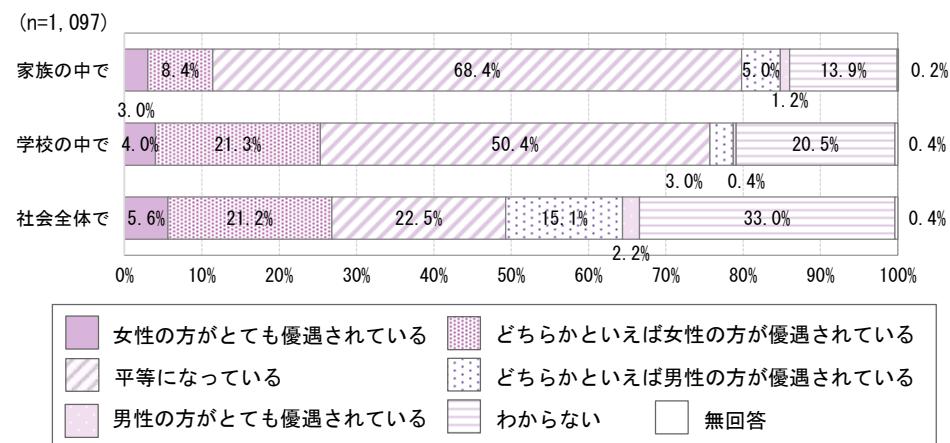
【図19】【男女の地位の平等感（市民）】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

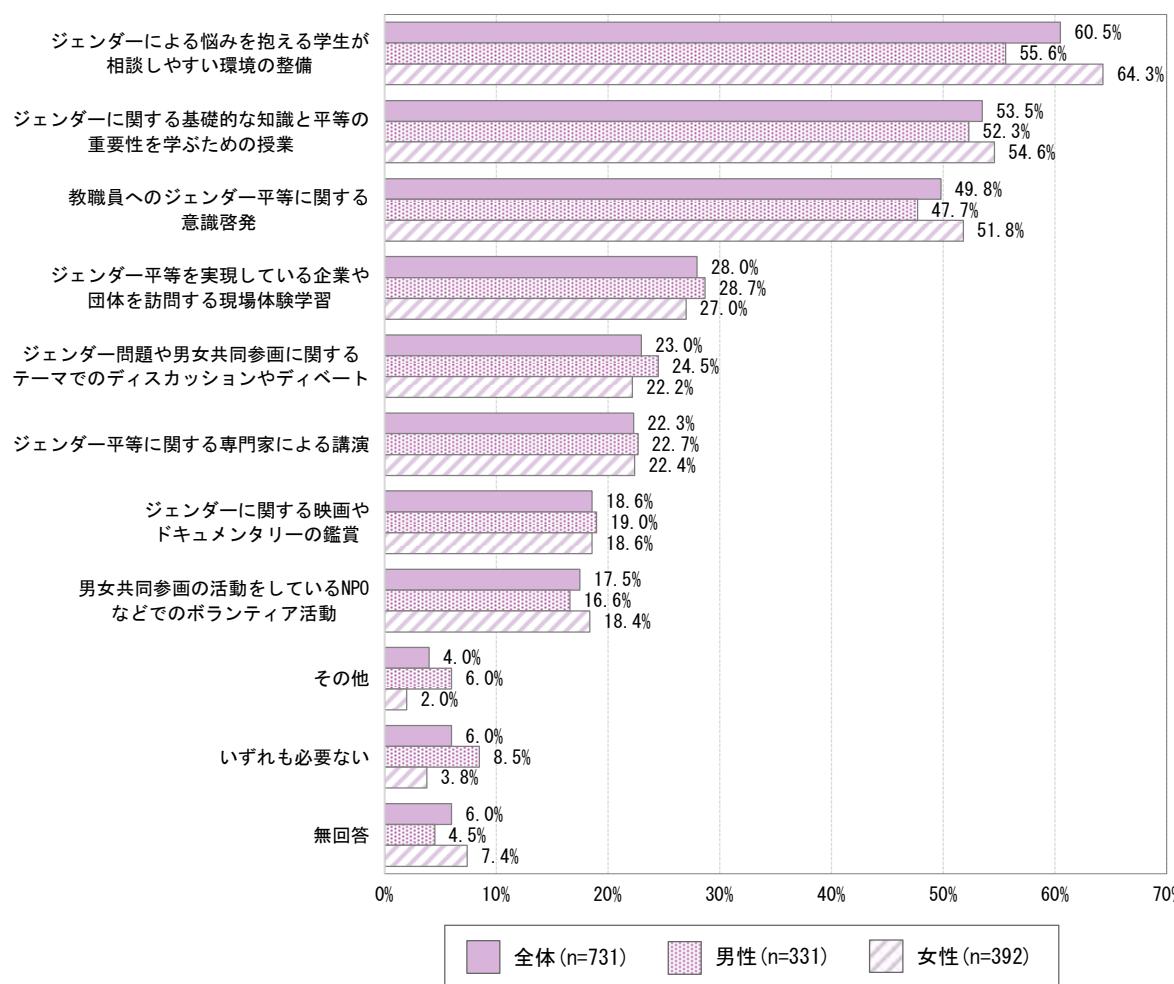


【図 20】【男女の地位の平等感（中・高校生）】



資料：廿日市男女共同参画に関する中・高校生アンケート(令和6(2024)年)

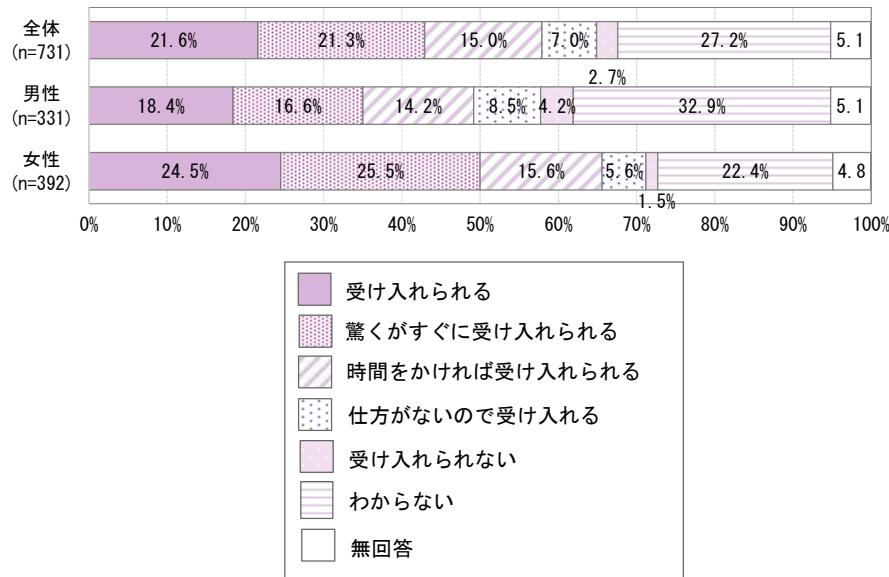
【図 21】(11)【男女共同参画社会を進めていくために学校教育において必要な取組】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

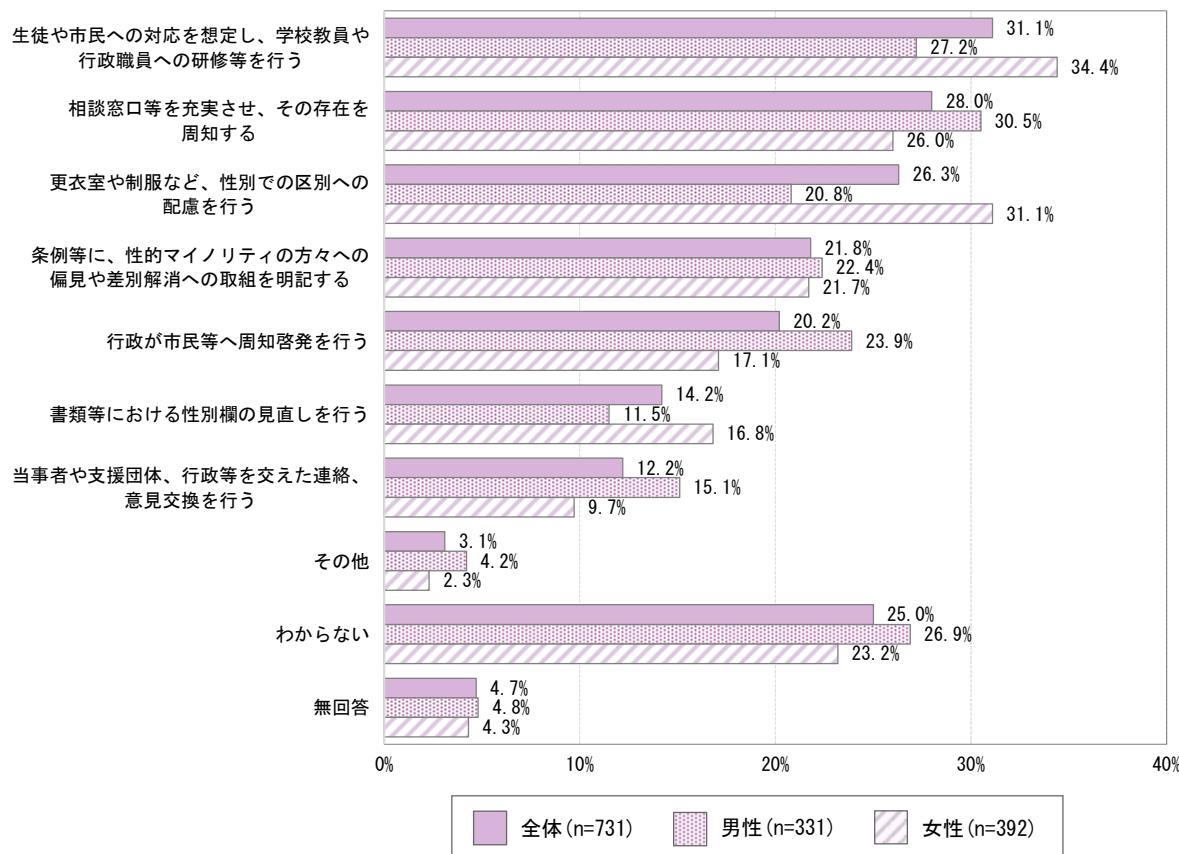


【図 22】(12) 【身近な人から性的マイノリティであると打ち明けられたときについて】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート（令和6（2024）年）

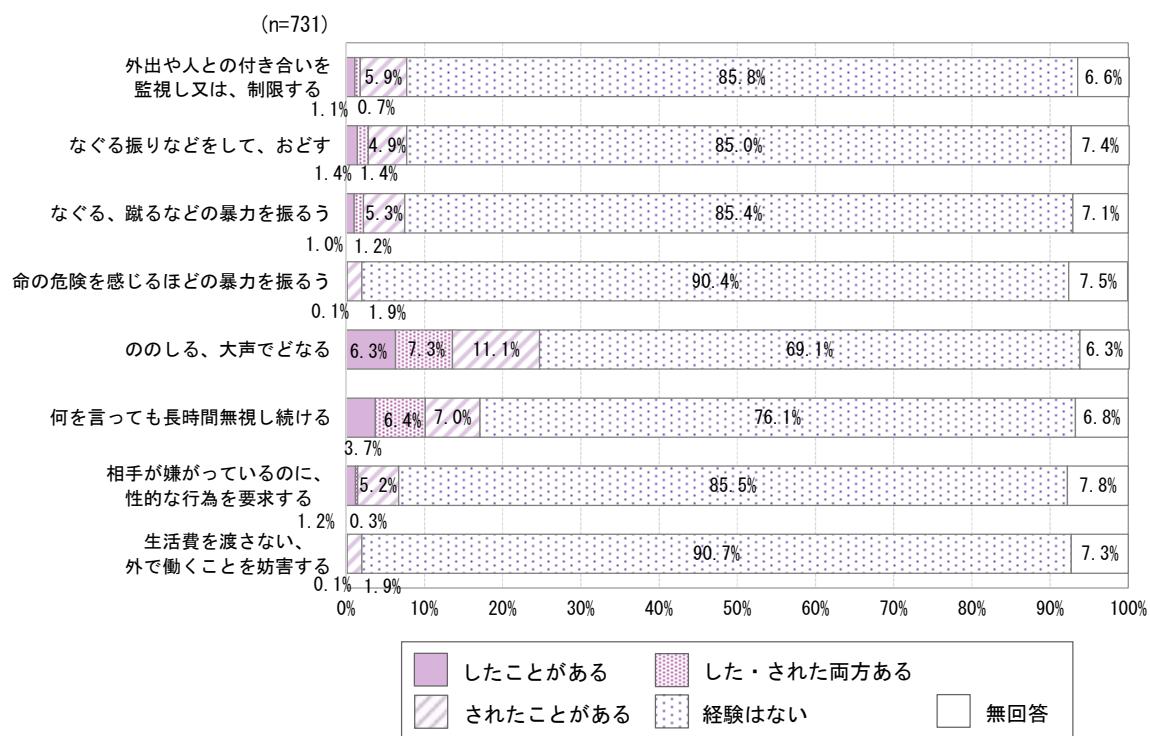
【図 23】(13) 【性的マイノリティの方々が偏見や差別から解放され生活しやすくなるための取組】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート（令和6（2024）年）

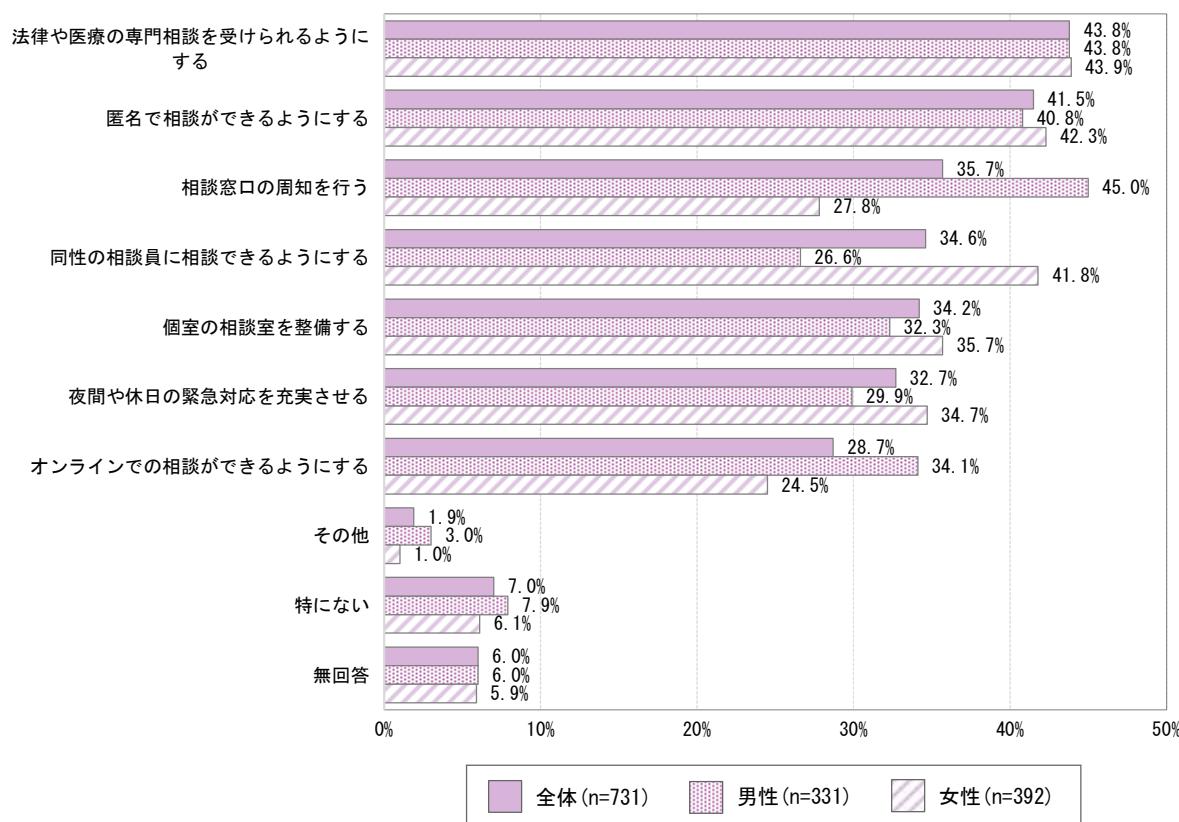


【図24】(14)【配偶者や恋人からされたこと・したことがある暴力の内容】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)

【図25】(15)【DVに関して行政の相談窓口に求められる配慮】



資料：廿日市男女共同参画に関する市民アンケート(令和6(2024)年)